

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

頁

| ガイドライン | |
|----------------------------|----|
| 基本的考え方 | 1 |
| リスクの特定・評価・低減 | 8 |
| 顧客管理 | 13 |
| ITシステムの活用 | 29 |
| 管理態勢(PDCA、経営陣の関与・理解、経営管理等) | 33 |
| 金融庁によるモニタリング等 | 42 |
| 監督指針 | |
| 「主要行等向けの総合的な監督指針」等 | 44 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|--------|------------------------------------|---|---|---|---|--|
| ガイドライン | | | | | | |
| 1 | 全般 | — | — | — | 本ガイドラインは、FATF基準で言うところのOEM (Other Enforceable Means)に該当するとの認識か。 | 現行のFATF (Financial Action Task Force) 基準では、「Law又はEnforceable Means」(法令その他の執行可能な手段)において所要の規定を設けることが求められており、後者については一定のガイドライン等も含まれることから、当庁としては、法令等に定められた監督権限に基づき、各金融機関等に「対応が求められる事項」等を明確化した本ガイドラインは、基本的には、FATFの定義するEnforceable Meansに該当するものと認識しております。 |
| 2 | 全般 | — | — | — | 法律以外のガイドラインを整備しても、FATFの第4次対日相互審査をクリアできず、結局、犯罪収益移転防止法によって義務化せざるを得ないのではないか。 | いずれにしましても、今後、FATF等の国際機関への対応については、我が国における実効的なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持という観点から、官民連携や関係当局との連携等を進め、十分な対策の実施に努めて参ります。 |
| 3 | 全般 | — | — | — | ガイドラインの内容は、主要行等向けのように思われるが、中小金融機関を含む本邦全体の視点が欠かせず、特に、地域金融機関は、ガイドラインの理念・背景を円滑に適用できるとも限らないため、地域金融機関を包括したガイドラインを策定すべきではないか。 | 本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、地域金融機関を含む当庁所管の事業者(同項第46号に掲げる者を除く)を対象としています。 |
| 4 | I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方 | — | — | — | 「I 基本的考え方」記載の背景に基づき、金融機関等に対し、リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の構築・維持を求めることとする本ガイドラインの策定に賛成する。 | ご意見ありがとうございます。 |
| 5 | I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方 | — | — | — | 本ガイドラインには、「マネー・ローンダリング」及び「テロ資金供与」の意義が示されていない。もちろん、既にその意義は共通認識となっているはずではあり、そうであるが故に特に意義も示されていないものと考えられるが、その意義に対する理解が十分ではない金融機関等が存する可能性も否定できない。 リスクベース・アプローチの観点からは、固定的な「定義」を示す必要まではないと考えるが、関係各国で共通認識となっている概念等を参考に、少なくとも「概念の捉え方」は示された方がよいように考えるが、どうか。 | 貴重なご意見として承ります。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与については、犯罪収益移転危険度調査書等にも記載があるところであり、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 6 | I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方 | — | — | — | 「金融機関等においては、…経営陣の主体的な関与も含めた地域・部門横断的なガバナンスにより、…」という記載について、本ガイドラインにおける「経営陣」の定義を明確にいただきたい。例えば、マネロン・テロ資金供与対策の担当役員および関係する営業部門や監査部門の担当役員の総称という理解でよいか。 | 関与する経営陣の範囲やそのあり方等については、金融機関等において、経営トップ等のリーダーシップの下、十分に議論・検討して頂くことが重要であると考えていますが、本ガイドラインにおける「経営陣」とは、代表権を有する役員のほか、マネロン・テロ資金供与対策に責任を有する役員や関係する営業部門・監査部門に責任を有する役員を含み得る概念です。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------|---------------|---|---|---|---|
| 7 | I-2 金融機関等に求められる取組み | (2) 経営陣の関与・理解 | — | — | 経営陣の「主体的かつ積極的」な関与の態様としていかなるものが考えられるか。 | |
| 8 | I-2 金融機関等に求められる取組み | (2) 経営陣の関与・理解 | — | — | 様々な箇所に「経営陣の積極的な関与」といった記載が見られるが、具体的にどのような事項に対してどこまで経営陣が関与すべきかが記載されておらず、金融機関として具体的対応方法が理解しづらい箇所が多いと考える。 | 経営陣による関与については、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上の重大なリスクになりかねないことを的確に認識し、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けることや、経営陣の責任において組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保・教育・資源配分等を実施することが考えられます。 |
| 9 | I-3 業界団体や中央機関等の役割 | — | — | — | マネロン・テロ資金供与対策において、業界団体等が一定の重要な役割を果たすべきことに異論はないが、団体によっては、そのガバナンス構造上、傘下金融機関を指導する立場にない先もある。「必要かつ適切な場合には」としているとおおり、そのような制約も理解いただき、必要に応じて「傘下」、「指導」等の表現を見直していただきたい。 | 業界団体や中央機関等の役割は、我が国金融システム全体の底上げを図る等の観点から不可欠であり、各業界団体等においては、現在のガバナンス構造を前提としながら、金融機関等における対応の向上を支援して頂くことが重要であると考えます。 |

| No. | 該当箇所 | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|---|---|--|--|
| 10 | I-3 業界団体や中央機関等の役割 | — | — | <p>本ガイドラインにおいては、「システムの共同運用の促進」とあるほか、「官民連携・関係当局との連携等」の項においても、「顧客管理、リスク評価、取引モニタリング・フィルタリング等の様々な分野において・・・アウトソーシング等による共同化」と記されている。これらでいう「共同運用」「共同化」とは何を指しているのか。警察庁の暴力団情報データベースと接続した日本証券業協会の「反社情報照会システム」(平成25年稼働)や、同データベースとの接続を預金保険機構を介して実施する全国銀行協会の照会システム(平成30年1月稼働)を指すのか。これらのシステムの他にはどのような「共同運用」「共同化」を指しているか。</p> | |
| 11 | I-3 業界団体や中央機関等の役割 | — | — | <p>本ガイドラインにおいては、官民連携や関係当局との連携の重要性を強調していることも踏まえて、上記の照会システムを利用できない金融機関等については、早急な対策が望ましいのではないかと。</p> | <p>ご指摘頂いたシステムも含まれますが、それらに限定されるものではありません。顧客管理、リスク評価、取引モニタリング・フィルタリング等の様々な分野において、システムの共同運用等の業界共通で利用できるインフラ・プラットフォーム等については、関係法令等とも整合した形で、我が国金融システム全体の対策の効率的・効果的な向上の観点から有用な場面も想定されるものと考えており、必要かつ適切な場合には、業界団体や中央機関等も中心的・指導的な役割を果たしながら、検討が進められることが重要と考えています。</p> |
| 12 | I-3 業界団体や中央機関等の役割 | — | — | <p>ガイドラインの記載は、金融機関等ごとの対応では限界があり、また効果も限定的となる。その共通/共同部分の機能について、システムを通じた分離統合等を図ることが全体運用コスト面からも経済合理的ではないかと。</p> | |
| 13 | I-3 業界団体や中央機関等の役割 | — | — | <p>「システムの共同運用の促進」にはデータベースを用いた顧客管理の共同整備といった対応も含まれ得るか。そうしたデータベース管理は、個人情報保護上、問題がないと考えてよいか。</p> | |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------|---|---|---|---|---|
| 14 | I-3 業界団体や中央機関等の役割 | — | — | — | 「業務委託等の方法により…リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策を講ずることが求められる。」という記載について、受託の範囲には、リスクベース・アプローチに基づき、マネロン・テロ資金供与対策に関するフィルタリング、モニタリングを含むことを前提としているのか。 | 業務委託等の範囲については、個別具体的な契約によって定まるものと思われませんが、一般的には、マネロン・テロ資金供与対策に係る取引フィルタリング・モニタリングも含まれ得るものと考えます。 |
| 15 | I-3 業界団体や中央機関等の役割 | — | — | — | 「業務委託等の方法により…リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策を講ずることが求められる。」という記載について、受託金融機関等が、送金依頼人、送金受取人に確認するという独自強化策を講じている場合（例えば、北朝鮮近隣都市が関係する仕向送金の送金依頼人に対する送金目的確認）、受託した取引についても、リスクベース・アプローチに基づき、同様のリスク軽減策を講じるべきと考えるが、その場合、送金依頼人・受取人は受託金融機関等の顧客ではなく、委託元の顧客であるので、顧客宛確認措置については、委託元が行うべきと考えるが、そのような整理で問題ないか。 | 送金業務における送金依頼人・受取人の確認等については、第一次的には、委託元金融機関等が実施することになるものと考えられます。他方、受託する金融機関等においても、委託元金融機関等における態勢整備の不備は自らのマネロン・テロ資金供与リスクに直結するものであることを踏まえ、委託元金融機関等の管理態勢を適切に監視することが求められます。 |
| 16 | I-3 業界団体や中央機関等の役割 | — | — | — | ここでいう「マネロン・テロ資金供与対策」とは、受託金融機関等における業務を遂行する際における対策と同程度でいいのか、委託元金融機関等という本来的にマネロン・テロ資金供与対策を行う金融機関等が存在することに鑑み、自社における業務より低くてもよいと解する余地があるのか、または、委託元金融機関等は外国送金等を行っていない、あるいはかかる分野につき専門性を有しないからこそ業務委託を行っていることからすると、むしろ自社における業務よりも高度の注意義務等が課されると考えるべきなのか。 | |
| 17 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | — | 本ガイドラインが求めるリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策に係るリスク管理態勢の構築及び高度化に当たっては、金融庁等に対し、事前に相談、了解及び承認等を得る必要がないと理解してよいか。 | 本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策の整備について、一律に当庁の承認等を得なければならない旨を定めた法令等があるものではありませんが、各金融機関等においては、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」等と現状とのギャップを的確に把握し、対応の高度化を進めることが必要となります。 |
| 18 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | — | 本ガイドラインにおけるモニタリングは、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料徴求）の双方が含まれると考えるが、協同組織金融機関に対して立入検査をすることで、同種業態の金融機関への波及効果が期待できると考える。 | 貴重なご意見として承ります。 |
| 19 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | — | 2019年10月頃には、FATF第4次対日相互審査において、FATF審査団によるオンサイト審査が予定されているが、オンサイト審査先については、金融機関等の業態を問わず対象となるのか。例えば、信用金庫、信用組合、労働金庫や農業協同組合などに対しても、FATF審査団によるオンサイト審査があることを前提に認識しておかなければならないのか。 | FATF第4次対日相互審査における面談対象先については、我が国の金融機関等の中から、FATF審査団が各国とも協議しつつ選定することになります。 |

| No. | 該当箇所 | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------|---|---|---|---|
| 20 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | <p>マネロン・テロ資金供与対策の重要性については、全国の各金融機関等のうち、少なくとも経営陣あるいは経営企画やコンプライアンス部門は、改正犯収法が平成26年11月に公布された時点で了知していたはずである。それにもかかわらず、金融庁が本ガイドラインを公表しなければならないということは、各金融機関等のリスク管理能力が十分ではないことを立証するようなものであり、金融業界の経営陣は一層襟を正すべきである。</p> <p>2019年に行われるFATF第4次対日相互審査まで時間がさほどないことを考えると、金融庁から各金融機関等に対し、平成30年3月末までに28年11月に公表された「犯罪収益移転危険度調査書」をもとに策定した「特定事業者作成書面等(リスク評価書)」、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を整備するために本ガイドラインに記載された「対応が求められる事項」を最低限満たした各金融機関等の方針、規程、研修報告、内部監査方法や経営陣の関与を記した文書類を所管する財務局や財務事務所に提出させるよう命じるべきであり、文書類が杜撰な場合には、早速立入検査を行うという方策も必要と考える。</p> <p>そして、5月の決算ヒアリングにおいて、各金融機関等の経営陣とトップ(頭取・理事長等)が自金融機関等のマネロン・テロ資金供与防止に係る「特定事業者作成書面等」及び規程・研修報告並びに内部監査結果(決算ヒアリング前に行うことが前提条件)を説明させるようにすべきである。</p> <p>マネロン・テロ資金供与対策については、本ガイドラインの基本的考え方にも記載されているように、一金融機関等の杜撰な対応が全国の金融機関等に多大な迷惑を掛けることにもなりかねず、いわば国益を損なうといっても過言ではない。金融庁がむしろ強硬な姿勢で臨まないと、逆に日本国民の反感を買ってしまうのではないかと大きな危機感を有しているため、検討願いたい。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 21 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | <p>本ガイドラインにおいては、「対応が求められる事項」として「実施すること」「講ずること」「調査すること」等が挙げられている。今後、金融機関等において事務処理にどう落とし込むのかについて、具体例等は示されるのか。例示があると、金融機関等が既に実施している事務処理等が、本ガイドラインの求める内容に合致している、あるいは到達できていない、という点が明らかになるため、より対応がしやすくなると思料する。</p> | <p>当庁としても、金融機関等の実効的な取組みに資する情報や具体的な対応事例等について、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------|---|---|--|---|
| 22 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | - | - | 「対応が求められる事項」に係る態勢整備には、相応の準備期間を要する。各項目について、本ガイドラインの確定日にすべて対応済みであることまでは求められていない(対応可能なものから順次対応していく)という理解でよい。特に、早期の対応が求められる項目があれば、示していただきたい。 | |
| 23 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | - | - | 「【対応が求められる事項】に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には…報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い…」という記載について、ガイドライン適用日時点で、「対応が求められる事項」の全ての項目に必ずしも準拠していることが求められるものではないという理解でよい。 | 本ガイドラインは公表日をもって確定・適用となり、各金融機関等に対して、公表日時点で、マネロン・テロ資金供与リスク等を勘案の上、適切に対応頂くことを求めるものです。 なお、ご質問の報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応については、業態ごとに定められている法令に基づき実施するものであり、本ガイドラインや監督指針等の遵守状況を形式的に判断して実施するものではなく、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があるかどうかという観点から、実質的に判断されるものです。 |
| 24 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | - | - | 「金融当局としては、本ガイドラインを踏まえた…金融機関等の管理態勢の改善を図る。」という記載について、「対応が求められる事項」に係る措置を完了すべき時期について、どのように考えているのか。 | |
| 25 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | - | - | 本ガイドラインには、「対応が求められる事項」に係る措置が不十分な場合には、行政対応が行われるとあるが、法律又は政省令に違反していない場合にも、行政処分を行うことに問題はないのか。 | 行政対応は、業態ごとに定められている法令に基づき、実施するものです。 ご質問の本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」は、当該法令の趣旨に鑑み、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に係る着眼点等を明らかにしたものであり、この点に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合において、法令に基づき行政対応を行うことに、問題があるとは認識しておりません。 |
| 26 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | - | - | 「【対応が求められる事項】に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には…報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い…」という記載について、モニタリングにおいて、一時点で管理態勢が不十分であったとしても、まずは監督当局と事業者間で対話を行いながら改善を促すのであって、直ちに行政対応をすることではないという理解でよい。 | 本ガイドラインは公表日をもって確定・適用となり、各金融機関等に対して、公表日時点で、マネロン・テロ資金供与リスク等を勘案の上、適切に対応頂くことを求めるものです。 なお、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応については、業態ごとに定められている法令に基づき実施するものであり、本ガイドラインや監督指針等の遵守状況を形式的に判断して実施するものではなく、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があるかどうかという観点から、実質的に判断されるものです。 |
| 27 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | - | - | 改正後のガイドライン内容等に照らし、社内態勢に不十分な部分があると判断する場合は、速やかに態勢整備に着手する必要があると認識しているが、一方で態勢整備に係るシステム対応等については一定程度の期間を要するため、各社においてマネロン・テロ資金供与リスク等を勘案の上、適切に対応すれば、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応が直ちにされるものではないとの理解でよい。 | |

| No. | 該当箇所 | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------|---|---|--|--|
| 28 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | <p>「【対応が求められる事項】に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には…報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い…」という記載について、「法令に基づく行政対応」とは、銀行法に基づく行政対応という理解でよいか。</p> | <p>銀行法その他の当庁が監督権限を有する法令に基づく対応を指しています。</p> |
| 29 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | <p>「…特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を【対応が期待される事項】として記載している。」という記載があるが、特定の場面や、一定の規模・業容等の基準は示されるものか。</p> | <p>前提となる「特定の場面や、一定の規模・業容等」は、個々の「対応が期待される事項」によって異なりますので、具体的に想定している場面や金融機関等の規模・業容等については、各記載事項をそれぞれご参照ください。なお、更なる具体化や明確化等については、具体的事例の提供等を含め、引き続き検討して参ります。</p> |
| 30 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | <p>「…特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を【対応が期待される事項】として記載している。」という記載について、以下の理解でよいか、確認したい。 (1)「一定の規模・業容等を擁する金融機関等」について、当局において基準等が示されるのか、それとも主要行・地域銀行等といった業態で区別するのではなく、各金融機関の置かれているリスク環境等を踏まえ、各金融機関が自ら判断するのか。 (2)「特定の場面」とは、どのような場面を想定しているのか、より具体的に示してもらいたい。</p> | |
| 31 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | <p>「特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等」においては「対応が期待される事項」が実施されていないために、「報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応」が行われる可能性はあるか。</p> | <p>「対応が期待される事項」は、本ガイドラインに明記のとおり、「対応が求められる事項」に係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を記載したものであり、「対応が求められる事項」とは位置付けが異なります。 いずれにせよ、行政対応については、各金融機関等の実態に即して、管理態勢の適切性や、事案があった場合にはその重大性等も踏まえながら、個別具体的に判断されるものです。</p> |
| 32 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | <p>「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」は、平成25年4月1日から適用されているが、本ガイドラインの公表後は、どのように取り扱われるか。</p> | <p>「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成24年10月金融庁総務企画局企画課調査室)については、本ガイドライン公表の前後でその扱いが変わるものではありません。</p> |
| 33 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | — | — | <p>「疑わしい取引の参考事例」に留意する必要があると認識しているが、あまり更新がなされていないと思われる。定期的に「疑わしい取引の参考事例」も見直すことによって、特定事業者のマネロン・テロ資金供与対策の実効性向上に寄与すると思われるので定期的な見直しについて、検討いただきたい。</p> | <p>頂いたご意見も踏まえながら、「疑わしい取引の参考事例」を見直すことができないかなどについて、更に検討して参ります。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------|-----------|---|--|---|
| 34 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | - | - | 本ガイドラインの対象に、仮想通貨交換業者、資金移動業者は含まれているという理解でよい。 | 本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、当庁所管の事業者(同項第46号に掲げる者を除く)を対象としており、仮想通貨交換業者や資金移動業者も含まれます。 |
| 35 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | - | - | 「本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者を対象とする」と規定しているが、金融システム全体の健全性を構築するためには、他省庁の所管する特定事業者、例えば、ファイナンスリース業者、クレジットカード発行者、宅地建物取引業者、貴金属等取扱業者、土師業者等も、所管省庁と連携して対象とすべきと考えるが、そのような検討はなされているのか。また、グループ管理の観点から、ファイナンスリース業者、クレジットカード発行者をグループ傘下に抱える金融機関等は、これらの業種のグループ会社に対しても本ガイドラインと同様の対応を求めらるべきか。 | 本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、当庁所管の事業者(同項第46号に掲げる者を除く)を対象としています。当庁所管外の事業者については、今後、我が国金融システムの全体の底上げという観点から、関係省庁等とも的確に連携を図って参ります。 なお、金融機関等がグループを形成している場合には、グループとして一貫したマネロン・テロ資金供与対策を実施することが求められます。 |
| 36 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | - | - | 本ガイドラインの適用対象は、犯収法における特定事業者のうち、金融庁所管の事業者とされている。もともと、I-1「マネロン・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方」において、「銀行法等を行う金融機関等は、犯収法上の『特定事業者』に該当するほか、外為法上の『銀行等』『金融機関等』として同法上の規制に服するものであり」と記されている。したがって、本ガイドラインも特定事業者に加えて、外為法における「銀行等」や「金融機関等」にも、適切に適用されるものとするが、その理解でよい。 | 本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、当庁所管の事業者(同項第46号に掲げる者を除く)を対象としています。 |
| 37 | I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 | - | - | 本ガイドラインが、リスクベース・アプローチの視点に立ったものであることを踏まえると、「対応が求められる事項」について、金融機関等の業態及び個社ごとの事業特性等に応じたリスク評価の結果に基づき、ガイドラインの記載の趣旨を踏まえた実効的な対応が行われていれば、認められるとの理解でよい。 | |
| 38 | II-1 リスクベース・アプローチの意義 | - | - | 金融機関等においては、マネロン・テロ資金供与対策として、犯罪収益移転の拡大を防ぐため、危険度が高い取引等を検知し、低減することを目的とした態勢整備が求められていると理解している。 こうした目的を達成するため、リスクベース・アプローチによる管理態勢の構築が有効であると理解しているが、その具体的な手法等は、各金融機関等の業容や規模、取引形態(海外で業務展開しているか等)等によって異なるという理解でよい。 | 金融機関等においては、「対応が求められる事項」を遵守することも含め、ガイドラインの趣旨に沿った適切な対応が求められます。なお、個別具体的な対応策については、各金融機関等の規模や特性等に応じて判断されることになります。 |
| 39 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (1)リスクの特定 | - | 特定事業者作成書面等については、国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書」の「内容を勘案」することとされているが、調査書が公表されるタイミングは対象暦年の翌年秋、英語版の公表は更に1年後(調査書の対象年からは、ほぼ2年後)と遅く、遅滞なく「内容を勘案」することが困難となっているため、公表を前倒していただきたい。 調査書の記載内容も、年ごとの変更点は、事例の洗替え(=追加・削除)が多く、「危険度」(=リスク)そのものを見直した形跡が乏しい。年ごとの「危険度」の変化の有無、変化があった場合には、どのような特徴がみられたのかが一目瞭然ではなく、特定事業者が「勘案」することは容易ではない。「勘案」に資するよう記述を工夫していただきたい。 | 貴重なご意見として承ります。犯罪収益移転危険度調査書については、関係省庁間で連携の上、継続的な改善を図って参ります。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|-----------|---|---------------|---|--|
| 40 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (1)リスクの特定 | — | — | リスクベースの考え方を実践するにあたり、「犯罪収益移転危険度調査書」に掲載されている保険に関する危険性の評価を準用して対応することで問題ないか。同調査書に記載のとおり、保険においては、蓄財性の高い商品にフォーカスして対応するのが、リスクベース・アプローチの趣旨に合っているものとする。 | 本ガイドラインに記載のとおり、リスクベース・アプローチにおけるマネロン・テロ資金供与リスクの検証に当たっては、犯罪収益移転危険度調査書を踏まえる必要があるほか、FATFや内外の当局等の情報、各金融機関等における個別具体的な事情等を適切に勘案することが重要であると考えます。 なお、ご質問の蓄財性の高い商品については、掛け捨ての商品に比べて、マネロン・テロ資金供与に利用されるリスクが高いものと考えます。 |
| 41 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (1)リスクの特定 | — | — | 「犯罪収益移転危険度調査書」も踏まえたリスクベース・アプローチとのことだが、同調査書は犯収法の特定事業者ごとのリスクに限定されており、例えばハイリスクと考えられるNPOに関する分析がないことや、日本の金融システム全体がさらされているリスクの度合いなどへの言及もない。よって、同調査書を参照するだけでは視野が狭く不十分ではないのか。 | 本ガイドラインでは、リスクの特定・評価に際しては、犯罪収益移転危険度調査書を踏まえることのほか、外国当局や業界団体等が行う分析等についても適切に勘案すること、更には、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に検証することを求めています。 |
| 42 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (1)リスクの特定 | — | — | 外国当局が行う分析として想定しているのは、どのようなものか。FATF声明もこれに該当するのか。 | ご指摘のFATFが公表する報告書等のほか、外国当局や業界団体等が公表している分析レポートその他の文書等が考えられます。 |
| 43 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (1)リスクの特定 | — | — | 「外国当局や業界団体等が行う分析等」はどのようなものを想定しているのか。 | |
| 44 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (1)リスクの特定 | — | — | 検証にあたっては、国家公安委員会から公表される「犯罪収益移転危険度調査書」のほか、外国当局や業界団体等が行う分析等についても勘案するとあるが、外国当局に関する分析情報等については、当局から情報提供いただけるよう環境整備していただきたい。 | 当庁としても、従前以上に業界団体・外国当局等と連携を深め、情報収集・共有等に努めて参ります。 |
| 45 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (1)リスクの特定 | — | — | 「外国当局が行う分析等」を「勘案」する作業は、外国銀行の場合、在日支店ではなく、本店等が担っているケースも多い。このような「勘案」を経て策定されたリスク低減措置等を在日支店で実施しているのであれば、「勘案」する作業の主体は本店等であっても差し支えないとの理解でよいのか。 | そのような理解で差し支えありませんが、外国当局が行う分析等を、外国の本店等において勘案する場合であっても、在日拠点においては、本ガイドラインの趣旨に沿った対応が求められます。 |
| 46 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (1)リスクの特定 | — | 【対応が求められる事項】③ | 「取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては…直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること」とあるが、間接とは、どのような意味か。以下のようなものと理解しているが、認識相違があれば本文中に補足等いただきたい。 ・制裁対象国などハイリスク国の周辺国・地域との取引 ・銀行が主体的に担う資金決済のみならず、顧客が行う商取引行為が制裁対象国などハイリスク国・地域に関連している場合（銀行にとって間接的にハイリスク国に結びつく） | ご指摘の制裁対象国等ハイリスク国の周辺国・地域と取引を行う場合や顧客が行う商取引行為が制裁対象国等ハイリスク国・地域に関連している場合のほか、例えば、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと評価される国・地域に向けた取引が、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと評価されていない国・地域を経由して行われる場合等が考えられます。 |
| 47 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (1)リスクの特定 | — | 【対応が求められる事項】③ | 「取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては…直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること」とあるが、間接とは、どのような意味か。 | |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------------|-------------------|--------------------------|--|---|--|
| 48 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (1)リス クの特 定 | — | 【対 応が 期待 され る事 項】a. | 「リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定」とあるが、具体的な指標を例示いただきたい(例えば、外為送金の取引件数や非対面による取引件数、非居住者の取引件数、疑わしい取引の届出件数等が該当するとの理解でよい)。 | |
| 49 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (1)リス クの特 定 | — | 【対 応が 期待 され る事 項】a. | 「自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて…自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握すること」という記載について、具体的には、どのような定量的な分析可能な指標を想定しているのか示していただきたい。 | リスクの特定・評価に係る主要な指標には、ご指摘頂いた指標も含まれ得るところですが、具体的にいかなる指標を用いて、定量的な分析を行うかについては、各金融機関等の事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえて、判断されることとなります。 |
| 50 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (1)リス クの特 定 | — | 【対 応が 期待 され る事 項】 a.b. | 【対応が期待される事項】b.については届出件数や金額といった定量的な分析が有効である旨を容易に理解できるが、a.で示されている指標・定量的な分析については、例えば非居住者顧客はリスクが高い顧客であるとの指標を特定した場合に、その非居住者顧客数や取引金額を分析し、リスクの特定を行うことが該当するという点でよい。 | |
| 51 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (1)リス クの特 定 | — | 【対 応が 期待 され る事 項】b. | 疑わしい取引の届出の分析について、「一定量の疑わしい取引の届出がある場合に」分析し、との記載があるが、ここにおける「一定量」の目安はどの程度か。 | 「一定量の疑わしい取引の届出」の記載は、当該届出を分析することで、金融機関等におけるリスクの特定・評価の精度の向上等に活用することを意図したものであり、「一定量」については、分析に足るだけの分量を意味します。 |
| 52 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (1)リス クの特 定 | — | 【対 応が 期待 され る事 項】b. | 疑わしい取引の届出の分析について、当該分析をして、「自らのリスクの検証の実効性を向上させること」との記載があるが、これは、いわゆるFalse Positiveの削減も求める趣旨と理解してよい。 | 疑わしい取引を的確に検知しその該当性の確認・判断を適切に行うことは、本ガイドラインⅡ-2(3)(v)疑わしい取引の届出【対応が求められる事項】④にも一部記載のあるとおり、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を向上させる上で重要なものと考えています。 なお、この点を、更に明確化する観点から、上記【対応が求められる事項】②を修正いたしました。 |
| | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (3)リス クの低 減 | (v)疑わ しい取 引の届 出 | 【対 応が 求め られ る事 項】 ② | | |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|-----------|---|----------------|---|---|
| 53 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (2)リスクの評価 | — | 【対応が求められる事項】③ | 改正犯罪収益移転防止法等は平成28年10月1日に施行されており、特定事業者作成書面等も作成していない銀行等は、取引ごとのリスクに応じて、顧客管理措置を実施(リスクベース・アプローチによる顧客管理措置)していないものであり、法令違反に当たらないのか。 | 本ガイドラインにおいては、リスク評価の結果を文書化することを、「対応が求められる事項」として位置付けています。 なお、犯収法第11条第4号及び同法施行規則第32条第1項第1号は、特定事業者作成書面等の作成等に努めなければならないと規定しており、同法に違反するかどうかについては、当該規定を踏まえて判断されることとなります。 |
| 54 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (2)リスクの評価 | — | 【対応が求められる事項】③ | 「リスク評価の結果を文書化し」により、リスク評価書の作成は必須と考えてよいか。 | |
| 55 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (2)リスクの評価 | — | 【対応が求められる事項】④ | 「定期的リスク評価を見直す」とあるが、「定期的」の目安は1年に1度程度と考えてよいか。 | 各金融機関等の規模や特性に応じて、リスク評価を見直す期間は異なります。定期的な見直しについては、少なくとも1年に1回は見直しを検討することが必要であるほか、新たなリスクが生じたり、新たな規制が導入されたりした場合等に、随時見直すことが考えられます。 |
| 56 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (2)リスクの評価 | — | 【対応が求められる事項】⑤ | リスク評価の過程にまで経営陣の関与を求めるのは過剰な関与・非効率な社内プロセスを招く恐れがある。【対応が求められる事項】②において、全社の方針、具体的手法が整備されていることが前提となるためリスク評価結果の承認のみで経営陣の関与として十分であるとする。 | リスク評価の過程への経営陣の関与のあり方については、例えば、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う役員が主宰する会議体においてリスク評価を検討・実施することや、リスク評価の前提となる評価手法等について当該役員の承認を得た上でリスク評価を実施するなど、各金融機関等の規模や組織構造等も踏まえながら、様々な方法が考えられます。 |
| 57 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (2)リスクの評価 | — | 【対応が求められる事項】⑤ | 「リスク評価の過程に経営陣が関与し」とあるが、具体的にどのような事項に対して、どこまで経営陣が関与すべきなのか、対応例等を示していただきたい。 | |
| 58 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (2)リスクの評価 | — | 【対応が期待される事項】b. | 例えば、証券会社の場合には、「これらを組み合わせる再評価を行う」とは具体的にどのような手法が想定されているのか、具体例を示していただきたい。 | ご指摘の本ガイドラインⅡ-2(2)【対応が期待される事項】b.は、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合において、対応が期待されるリスク評価の手法の1つとして、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせる再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」することを示しているものです。リスクの組合せや「見える化」に係るより具体的な手法については、金融機関等の業態やリスク特性等に応じ、様々な選択肢があるものと考えます。 なお、金融機関等の実効的な取組みに資する事例等については、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。 |
| 59 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3)リスクの低減 | — | — | ガイドライン全編にわたって「リスク低減措置」への言及があるが、リスク評価の手法のことは書かれていても、何をすれば低減になるのか何ら書かれておらず、金融機関の判断に委ねられている。多くの金融機関は、疑わしい取引の届出を出せば免責されると誤解しているが、犯収法第5条の趣旨をこそ、このガイドラインが深掘すべきではないのか。 | 貴重なご意見として承ります。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|---|
| 60 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (3)リス クの低 減 | (i)リス ク低 減措 置の 意義 | — | <p>ガイドラインⅡ-2は、(1)リスクの特定、(2)リスクの評価、(3)リスクの低減等によって構成されている。かかる区分に拠ることには何らの異論もないが、その内容を検討すると、(1)リスクの特定と(2)リスクの評価の項においては、専ら全社的な観点での取組み(例えば、業務全般を俯瞰し、業務領域毎のリスクを適正に評価する等)が示されているのに対し、(3)リスクの低減の(i)リスク低減措置の意義の項においては、専ら個別具体的な取引場面における措置が示されているように見受けられる。もちろん、個別具体的な取引場面における取組みは、リスク低減措置の中核をなすものではあるが、本ガイドラインにおける(1)リスクの特定、(2)リスクの評価、の項の内容を「受ける」のであれば、(3)リスクの低減の(i)リスク低減措置の意義の項においても、まずは全社的な観点での取組み(例えば、リスク評価の結果、リスクが高いとされた業務領域について、より高度な管理フローを構築したり、積極的な投資を行ってITシステムを導入する等の取組みを行う等)について示した上で、その全社的な取組みの一環として、CDDをはじめとする個別具体的な取引場面における取組みを行うべきことを示すべきではないか。</p> <p>なお、Ⅱ-2(2)【対応が求められる事項】③は、「リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること」とするが、この後段にいう「措置」が、正に全社的な観点での取組みを指しているものと考えられる。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。なお、リスク評価の結果を態勢面の整備も含めた全社的な取組みにつなげていくことが重要であること等についてはご指摘のとおりであり、この点については、本ガイドラインⅢの項において記載しています。</p> |
| 61 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (3)リス クの低 減 | (i)リス ク低 減措 置の 意義 | 【対応が 求めら れる事 項】 ① | <p>「個々の顧客・取引」とは、全ての顧客・取引を指すものではなく、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと評価した顧客・取引を指すものであると思料するが、この理解でよいか。</p> | <p>リスク低減措置は、個々の顧客やその行う取引のリスクの程度に応じて実施すべきものであり、リスクの程度を判断するに当たっては、個々の顧客・取引の内容等を調査することが前提となります。具体的な調査の手法等については、顧客や取引の特性等に応じて、様々な選択肢があるものと考えますが、その対象について、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと評価した顧客・取引に限定する趣旨ではありません。</p> |
| 62 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (3)リス クの低 減 | (i)リス ク低 減措 置の 意義 | 【対応が 求めら れる事 項】 ① | <p>「個々の顧客・取引の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施する」とは、事前に取引等を類型化してリスク低減措置を定めておき、個々の顧客・取引をいずれかの類型に当てはめることにより必要なリスクの低減措置を図ることという理解でよいか。</p> | <p>ご指摘の方法は1つの選択肢として考えられますが、個々の顧客のリスク等を的確に踏まえた低減措置の実施が重要と考えます。</p> |
| 63 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (3)リス クの低 減 | (i)リス ク低 減措 置の 意義 | 【対応が 求めら れる事 項】 ③ | <p>「内外の当局等からの情報」等も参照することとされているが、外国の当局からの情報については、個社として収集できる範囲には限界があるため、当局が把握した情報のうち、金融機関が対応を行うにあたって有益だと判断されるものについては、適宜公表等いただきたい。</p> | <p>当庁としても、従前以上に業界団体・外国当局等と連携を深め、情報収集・共有等に努めて参ります。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------------------|-------------------|------------------|---|---|--|
| 64 | II-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (3)リ スクの低 減 | (ii) 顧客 管理 | — | <p>FATF審査に係るメソドロジーの中で、「EFFECTIVENESS ASSESSMENT」の1つとして、「1.O4.4(a)PEPs」が規定されているため、国内PEPsに対する措置についても記載したFATF勧告12で求められる内容を、本ガイドラインにも記載するべきと考える。仮に記載しない場合、その理由をご教示いただきたい。</p> | <p>国内PEPs (Politically Exposed Persons) については、外国PEPsと対策の必要性の程度が異なるため、慎重な検討を行う必要があり、本ガイドラインに明示的には記載しておりません。</p> |
| 65 | II-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (3)リ スクの低 減 | (ii) 顧客 管理 | — | <p>他国に対するFATFの第4次審査では、国内PEPsの特定及び一定の基準に該当した場合の厳格な取引時確認の実施状況が審査されるように見受けられる。この点について、国内PEPsへの対応を追記する必要があるか検討いただきたい。</p> | |
| 66 | II-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (3)リ スクの低 減 | (ii) 顧客 管理 | — | <p>犯収法では外国PEPsについてのみ規定しており、国内PEPsについては未整備であるが、国内PEPsの顧客管理についての金融庁の考えを示していただきたい。</p> | |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|-----------|----------|----------------|--|--|
| 67 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3)リスクの低減 | (ii)顧客管理 | — | <p>ガイドラインⅡ-2(3)(ii)の項は、個別具体的な取引場面において必要なリスク評価を実施した結果、「高リスク」と判断された場合には、リスク低減措置を講ずるよう求めている。かかる要請は当然であり、何らの異論もない。</p> <p>ただ、個別具体的な取引場面において「高リスク」と判断された場合のリスク低減措置としては、①顧客や取引内容につき深度ある情報収集の実施(厳格な顧客管理もこの趣旨に含む)、②①に関わらず必要な取引時確認が実施できない場合における取引拒絶や義務履行の拒否(犯収法第5条参照)、③疑わしい取引と認められた場合の届出、④取引モニタリングの強化等、が挙げられているものの、必要な取引時確認を尽くした結果、それがマネロン・テロ資金供与であるとの疑義が生じた場合において、当該個別具体的な取引をどのように扱うべきか(すなわち、取引自体は継続すべきなのか、それとも取引自体を取り止めるべきであるのか)という点について、本ガイドライン上、必ずしも明確ではないように思われる(なお、犯収法第5条は、取引時確認が実施できない場合の定めであり、取引時確認の結果それがマネロンであることが判明した場合の規定ではない)。</p> <p>マネロン取引を認知した場合において、疑わしい取引の届出や監視強化を実施したとしても、当該取引自体を漫然と実施させていたのでは、マネロン対策として実効性がない。そこで、例えば、取引時確認等の結果、マネロン・テロ資金供与と認められた場合には、契約締結自体の拒絶や、契約・約款に基づく取引停止・契約解除等の措置を講ずべき旨や、これらの措置が可能となるような契約・約款条項を導入するよう求めることとしてはどうか。また、この点につき、実体法上の課題があり得る場合には、その課題について今後検討を進めることとしてはどうか。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 68 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3)リスクの低減 | (ii)顧客管理 | — | <p>FATF審査用メソドロジーにおいて、「法的取極め」(法人格を有しない組合等)の顧客の場合、実質的支配者を自然人まで遡って確認することが求められている。犯収法では法人格を有しない組合の場合は、実質的支配者の確認は不要との取扱いであるが、「法的取極め」への対応を追記する必要があるか検討いただきたい。</p> | <p>「法的取極め」についても、他の法人格を有する顧客等やその行う取引と同様、本ガイドラインの記載に基づき、個々の顧客や取引のリスクに応じた低減措置を講ずることが求められるものであり、本ガイドラインの記載も特段顧客の対象等を限定した記載とはなっていないことから、原案のとおりとさせていただきます。</p> |
| 69 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3)リスクの低減 | (ii)顧客管理 | 【対応が求められる事項】① | <p>「顧客の受入れに関する方針」の策定が求められているが、これは、「顧客の受入れに関する方針」と題するマニュアル等の策定を求めるものではなく、リスク評価に基づく顧客の受入れ方針について社内の何らかのマニュアル等に定めていればよいという理解でよいか。</p> | <p>本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】①については、「顧客の受入れに関する方針」と題する文書等の作成を機械的に求めるものではなく、顧客受入れを的確に方針として定めることを求める趣旨であるのご理解で差し支えありません。</p> |
| 70 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3)リスクの低減 | (ii)顧客管理 | 【対応が求められる事項】① | <p>外国銀行については、「顧客の受入れ」に関するグローバルな方針が既に存在し、これに在日拠点におけるリスクも適切に勘案されたうえで、実施されているのであれば、別途、「顧客の受入れに関する方針」を新たに定める必要はないとの理解でよいか。</p> | |
| 71 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3)リスクの低減 | (ii)顧客管理 | 【対応が求められる事項】②③ | <p>実質的支配者の定義は、現行の犯収法と同様という理解でよいか。</p> | <p>そのような理解で差し支えありません。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|-----------|---------------|--|--|
| 72 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】② | <p>「顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、…顧客に関する様々な情報を勘案すること」とあるが、実質的支配者の職業・事業内容を含め、これらはいくまで例示であり、これらの例示を踏まえて、各金融機関は、規模・業容等に応じた顧客の受入れに関する方針を策定するという理解でよいか。</p> | |
| 73 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】② | <p>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)、顧客管理(カスタマー・デューディリジェンス:CDD)に関して、「前記①の顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること」とある。また、「顧客及びその実質的支配者の本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと」とある。</p> <p>勘案すべき顧客に関する様々な情報はあくまで例示にすぎず、実際にどの情報を勘案し、受け入れ方針に反映するかは、各金融機関の判断に委ねられるとの認識でよいか。</p> | <p>本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】②に掲げた各項目の記載はいずれも例示であり、あらゆる顧客や実質的支配者に対して、一律に各項目を確認・勘案等することを求める趣旨ではありません。</p> <p>いずれにせよ、顧客及び実質的支配者について、何を、いかなる方法で確認・勘案等すべきかについては、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、リスクが高い場合についてはより深く、証跡を求めて確認を行うなど、リスクに応じた対応を図るべきと考えます。</p> |
| 74 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】② | <p>「顧客の受入れに関する方針」を定める場合、勘案すべき情報として、「実質的支配者の職業や事業内容」、「顧客の経歴、資産・収入の状況」などが言及されているが、これらは、通常取引の際には、法令上、確認を要しないため知り得ない。これらの言及は、通常取引から高リスク取引にまでわたる様々な取引において、金融機関が利用する可能性がある、顧客の様々な属性を例示したものと理解でよいか。</p> | |
| 75 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】② | <p>「前記①の顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること」とあるが、経歴以下は勘案すべき情報の例であり、必ずしもこれらの情報を取得し勘案することを求めてはいないという理解でよいか。</p> | |
| 76 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】② | <p>【対応が求められる事項】②に例示されている情報の全ての入手が必須ではないとの理解でよいか。中には、実質的支配者の経歴等、入手困難な情報も含まれている。</p> | |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|-----------|---------------|--|--|
| 77 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】② | <p>ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】②の下線部の表記(「…例えば、<u>経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること</u>」)は、以下のとおり、当該条項の位置付けに鑑みれば、広範に過ぎるため、再考願いたい。</p> <p>高リスク顧客・取引として厳格な顧客管理(EDD)を行うべき先であるかを判断するために顧客受入方針を定める必要があり(【対応が求められる事項】①)、下線部はその方針策定に当たって勘案すべき事項として例示されたものと解される。</p> <p>しかし、顧客の資産・収入の状況や資金源は、EDDを行うべき先と判断した後に追加入手が求められる情報として位置付けられており(同⑥)、下線部とEDDの記載との間の関係性が不明確。また、実質的支配者の職業・事業内容、顧客の経歴に至っては、EDDですら求められていない深度の深い情報であり、方針策定に当たって勘案すべき例示事項としては広範に過ぎると思われる。</p> | <p>本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】①及び②に記載の「顧客の受入れに関する方針」は、同項に明記のとおり、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を類型的・具体的に判断するためのものであり、リスク評価と対応を含む金融機関等の顧客管理に係る方針全般が含まれるものと考えます。</p> <p>これには、ご質問後段のマネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客に対する顧客管理(EDD)に関する方針(【対応が求められる事項】⑥)も、含まれ得るものと考えます。</p> |
| 78 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】③ | <p>③で調査に当たって信頼に足る証拠を求めている「本人確認事項」は、犯収法上の「本人特定事項」と同義ということでしょうか。</p> | <p>本ガイドラインにおける「本人確認事項」については、犯収法上の「本人特定事項」のほか、例えば、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等が含まれ得るより広い概念ですが、あらゆる顧客や実質的支配者に対して、一律に各項目を確認・勘案等することを求める趣旨ではありません。</p> <p>なお、ご指摘も踏まえた明確化の観点から、本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】③を修正いたしました。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|------------|-----------|---------------|--|--|
| 79 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】③ | 実質的支配者の本人確認事項の調査に当たって求める「信頼に足る証跡」とは、顧客の申告にとどまらないとの趣旨か。 | |
| 80 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】③ | 「顧客及びその実質的支配者の本人確認事項、取引目的等の調査」に、顧客及びその実質的支配者が外国PEPsであることの調査は含まれるのか。 | |
| 81 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】③ | 犯収法令上、法人の実質的支配者について、ハイリスク取引の場合には、申告に加えて株主名簿等の書類等で確認することとされているが、信頼に足る証跡を求めるのは、より厳格な顧客管理(EDD)を実施する場合にとどめる等、各金融機関の判断が尊重されるべきであると考ええる。 | 顧客及びその実質的支配者の本人確認事項等の調査において、「信頼に足る証跡」を求める旨の記載は、顧客の申告の真正性等にも留意しながら必要な証跡を求める趣旨であって、あらゆる確認事項に対して、一律に書面での証跡を求めるものではありません。いずれにせよ、顧客及び実質的支配者について、何を、いかなる方法で確認・勘案等すべきかについては、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、リスクが高い場合についてはより深く、証跡を求めて確認を行うなど、リスクに応じた対応を図るべきと考えます。 |
| 82 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】③ | 現状においても明らかに疑わしい法人の取引等を検知すれば、各金融機関は、自主的に実質的支配者の詳細情報を調査し確認することもある。ガイドラインでは、一律に実質的支配者の詳細を調査することを求めているのではなく、このようにリスクの高低を勘案し、各金融機関の判断で対応するということを想定しているという理解でよいか。 | |
| 83 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】③ | 犯罪収益移転防止法においては、実質的支配者の本人特定事項は、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とされている(施行規則第11条第1項)。「信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと」とは、犯罪収益移転防止法上の義務に加えて、本ガイドラインに基づき追加的な対応が求められているとの理解でよいか。 | |
| 84 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】③ | 顧客本人の本人特定事項や実質的支配者の本人特定事項の確認方法、取引目的の確認方法などは法令で定められており、「信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと」では、曖昧でかえって誤解を招く。「法令に定める確認方法に拠り、提示書類や申告内容の真正性にも注意し、なりすまし等の懸念が有る場合には、高リスク取引として必要な措置を行うこと。(併せて、必要な疑わしい取引の届出も行うこと)」等の記述に改めていただきたい。 | |
| 85 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】③ | 顧客及びその実質的支配者の本人確認事項、取引目的等の調査における「信頼に足る証跡」には具体的にはどのようなものが該当するのか(例えば、本人確認事項の調査において、犯収法施行規則第7条に定める本人確認書類が該当するとの理解でよいか。また、取引目的の調査においては、申告以外にどのような方法が考えられるのか)。 | 「信頼に足る証跡」については、ご指摘の本人確認書類のほか、例えば、経歴や資産・収入等を証明するための書類が考えられますが、調査する事項に応じ、その他の書類等についても、排除されるものではありません。 |
| 86 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】② | 【対応が求められる事項】②に例示されている各情報に関連する徴求書類等について想定しているものがあれば例示いただきたい。 | |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|-----------|----------|---------------|--|--|
| 87 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3)リスクの低減 | (ii)顧客管理 | 【対応が求められる事項】③ | <p>実質的支配者と法人顧客との間に資本関係を有する複数の法人が存在する場合であっても、当該法人の本人特定事項や企業グループの資本関係図についてまで確認する必要はないという理解でよいか(警察庁ほか「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の募集結果について〔平成27年9月〕・93番)。</p> | <p>犯収法令に係る従前のパブリックコメントに対する回答等を変更するものではありません。</p> |
| 88 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3)リスクの低減 | (ii)顧客管理 | 【対応が求められる事項】③ | <p>対応が求められる事項として、法人の実質的支配者の本人確認につき信頼に足る証拠を求めて調査を行うよう求めることは、犯収法を超える対応を求めるものであり、法人の実質的支配者の確認措置が不完全である現行法を改正すべきではないか。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|-----------|---------------|---|--|
| 89 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】④ | 「国内外の制裁に係る法規制等」について、米ドル通貨建ての取引に対して域外適用される米国内法令・規制が含まれることを明示すべきと考える。 | 貴重なご意見として承りますが、「国内外の制裁に係る法規制等の遵守」として、幅広い法規制等が対象となるものと考えます。 |
| 90 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑤ | 「信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど」とあるが、ベンダーが一般的に提供しているPEPsリストのデータベースやAMLシステムの導入等を念頭に置いているとの理解でよいのか。 | ご指摘いただいた外部機関等が提供している信頼に足るPEPsリストのデータベースやマネロン・テロ資金供与対策に係るシステムも一例として考えられます。 |
| 91 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑤ | 「リスクが高い顧客を的確に検知する枠組みを構築すること」とあるが、「リスクが高い顧客」には、外国PEPsは含まれるか。 | 高リスク顧客の中に外国PEPsは通常は含まれるものと考えられますが、具体的な高リスク顧客の範囲や検知の方法等については、各金融機関等において、その業務の特性等に応じて、個別具体的に判断すべきと考えます。 |
| 92 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑥ | 「マネロン・テロ資金供与とリスクが高いと判断した顧客」とは、ガイドライン7頁の脚注の「高リスク取引」を行う顧客を指すものか又はそれに加え若しくは別途に「高リスク取引」を行わない高リスク顧客を指すものか。 | 本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑥に定める「マネロン・テロ資金供与とリスクが高いと判断した顧客」とは、金融機関等において策定した顧客の受入れに関する方針等に基づき、必要な情報を確認・調査した結果、マネロン・テロ資金供与に係るリスクが高いと判断された顧客を意味します。 なお、ご指摘の「犯収法第4条第2項前段に規定する厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは同法施行規則第5条に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められる取引」に該当する場合には、当然に、法令に基づく対応が求められます。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|-----------|-----------------|--|---|
| 93 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑥ | リスクの評価によっては、金融機関等の特定取引(犯罪収益移転防止法施行令第7条。顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引(同法施行規則第5条)を含む)の際に実施する取引時確認、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引(同法施行令第12条)の際に実施する取引時確認以上のことが求められるケースもあるのか。 | リスクベース・アプローチによる顧客管理においては、犯収法等の法令に定める取引時確認に加えて、何らかの追加的措置を講じることは必然的にあり得べきものと考えます。いずれにせよ、各金融機関等には、その規模や特性等に応じて、本ガイドラインの趣旨に沿った適切な対応が求められます。 |
| 94 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑥イ. | 資産・収入の状況や職業・地位等の追加的な情報を入手する際には、当該顧客に対し本ガイドラインを根拠に追加的な情報の提供を依頼してよいか。 | 具体的な情報提供の依頼の要否及びその方法等については、個々の顧客の属性や取引の内容等も勘案しながら、個別に判断されることとなりますが、いずれにせよ、金融機関等において的確なマネロン・テロ資金供与対策を実施するためには、当該対策の必要性や重要性について、広く利用者の理解を得ることが欠かせないものと考えており、当庁としても、利用者に対する情報発信や広報等に関して、今後、更に検討して参ります。 |
| 95 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑥ロ. | 「上級管理職」とはどのようなポジションを想定しているのか。犯収法第11条第3号が定める統括管理者と同義なのか。 | |
| 96 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑥ロ. | 当該項目で規定されている「上級管理職」と犯罪収益移転防止法第11条第3号および同法施行規則第32条第1項第4号において規定されている「統括管理者」との関係について、「上級管理職」は必ずしも、統括管理者の上級職を指すものではなく、各社の業務の内容や規模等に応じて判断されるものという理解でよいか。 | |
| 97 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑥ロ. | 「上級管理職」とはどのようなポジションを想定しているのか。犯収法第11条第3号が定める統括管理者と同義なのか、それとも統括管理者よりも上位のポジションを想定しているのか。 | 本ガイドラインにおける「上級管理職」には、例えば、マネロン・テロ資金供与対策に従事する部門の長等が含まれ得ると考えていますが、各金融機関等の規模や組織構造等に応じて、個別具体的に判断して頂く必要があります。なお、犯収法の定める「統括管理者」とは必ずしも同義ではなく、また、ご指摘の監督指針の「上級管理職」については、平成28年7月に、「統括管理者」に改められています。 |
| 98 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑥ロ. | 上級管理職の判断の目線については、引き続き「テロ資金供与・マネーローディング防止に係る主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」へのコメントに対する金融庁の考え方(2007年3月13日)の番号13の考え方が適用されるとの理解でよいか。 | |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|-----------|---------------|--|---|
| 99 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑦ | リスクの低い顧客については簡素な顧客管理(SDD)が可能とのことだが、法令で認められている以上に、金融機関の自主的な判断で簡素な顧客管理を実施することが認められるのか。その場合、法令違反にならないか。 | 本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑦(注1)に記載があるとおり、我が国及び当該取引に適用される国・地域の法規制等を遵守する必要があることは当然です。 |
| 100 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑦ | 「簡素な顧客管理(SDD)」は、現行犯収法における管理で十分と考えてよいか。 | 簡素な顧客管理の具体的内容については、法令等を遵守しつつ、リスクに応じ判断することが必要となりますが、例えば、通常のマネロン・テロ資金供与リスクを有すると判断した顧客に比して、当該リスクが低いと判断した顧客が行う取引については、モニタリングの敷居値を緩和すること等が考えられます。 |
| 101 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑦ | 「マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客」については、実務上、犯収法において簡素な顧客管理を行うことが許容される取引の枠組み内での対応となるとの理解でよいか。 | |
| 102 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑦ | リスクが低いと判断した「顧客が行う取引に係る敷居値の緩和」とあるが、敷居値の緩和とは、具体的にはどのようなものを想定しているのか示していただきたい。 | 例えば、マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客について、取引モニタリングにおいて検知等のために設定している敷居値を、より厳格でない値に設定すること等が考えられます。 なお、ご指摘も踏まえた明確化の観点から、本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑦を修正いたしました。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|-----------|-----------------|---|---|
| 103 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑧イ. | 継続的な顧客管理を実施する際の「調査」について、具体的な内容を例示いただきたい(例えば、本人特定事項や取引目的、職業、事業内容等の再確認がこれに該当するとの理解でよい)。 | ご指摘の例のほか、例えば、顧客及びその実質的支配者の資産・収入の状況、資金源等が含まれ得るものと考えます。いずれにせよ、いかなる項目を調査対象とするかについては、対象となる顧客や取引の特性等に応じて、個別具体的に判断することになります。 |
| 104 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑧二. | 定期的な確認を求められる「顧客情報」とはどの範囲を指すのか明確にしていきたい。現行犯収法上の本人特定事項、及び、顧客管理事項に加え、更に、当該顧客に対するリスク評価を行う上で、各金融機関がそれぞれ設定した情報という理解でよい。 | 定期的な確認項目や頻度については、対象となる顧客の特性・リスク等に応じて、個別具体的に判断することになりますが、基本的には、ご理解のとおりで差し支えありません。この点、例えば、高リスク顧客については、通常の顧客における確認項目に加えて、定期的に、例えば1年ごとに、資産・収入の状況、資金源、商流等を確認する、リスクが高まったと想定される場合については、個別に確認を実施すること等が考えられます。これに加えて、各金融機関等において設定した確認項目や頻度が実効的なものとなっているかを含め、実施状況につき検証を行い、必要があれば見直しを行う態勢とすることも求められます。 |
| 105 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑧二. | 定期的な確認の項目や、リスク毎の頻度について指針等があればご教示いただきたい。 | こうした趣旨を明確化する観点から、本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑧二. を修正いたしました。 |
| 106 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑧二. | 定期的な顧客情報の確認の実施方法やその運用は、リスクベース・アプローチに基づいて事業者が考えてよいとの理解でよろしいか。また、必要に応じて当局から参考事例を共有していただきたい。 | なお、金融機関等の実効的な取組みに資する事例等については、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。 |
| 107 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑧二. | 「定期的に顧客情報の確認を実施」とあるが、Ⅱ-2(3)(ii)【先進的な取組み事例】にある「定期的に質問状を発送する、場合によっては往訪・面談を行うなどにより、当初の取引目的と現在の取引実態との齟齬等を確認」との差異をご教示いただきたい。 | 「先進的な取組み事例」は、金融機関等におけるフォワード・ルッキングな対応を促す観点から、マネロン・テロ資金供与対策における一連の取組みを、他の金融機関等がベスト・プラクティスを目指すに当たって参考となる優良事例として提示したものであり、当該事例の一部を取り上げて「先進的」と評価しているわけではありません。 本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【先進的な取組み事例】における定期的な質問票の発送や、往訪・面談を行うことについては、「定期的に顧客情報の確認を実施」する具体的手法の例示になります。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|-----------|--------------------|--|---|
| 108 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】 ⑧二 | <p>「定期的に顧客情報確認の実施」の確認方法に関して、犯収法にて顧客からの申告による確認が認められるケース(例えば通常の特定期間における『実質的支配者』の確認等)については、顧客情報の更新確認は顧客からの申出ベースによる確認で認められるとの理解でよいか。</p> <p>平成27年9月の「『犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案』等に対する意見の募集結果について」の162番においても、「顧客管理については、各事業者が自ら行う取引についてリスクを評価した書面等の内容を勧奨して行われることとなるため、全顧客一律ではなく、リスクベースで考えて行うことがむしろ好ましいと考えます」とされているため。</p> | <p>本ガイドラインには、顧客及びその実質的支配者の本人確認事項等の調査において、「信頼に足る証拠」を求める旨の記載がありますが、これは、顧客の申告の真正性等にも留意しながら必要な証拠を求める趣旨であって、あらゆる確認事項に対して、一律に書面での証拠を求めるものではありません。</p> <p>いずれにせよ、定期的な確認についても、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、リスクが高い場合についてはより深く、証拠を求めて確認を行うなど、リスクに応じた対応を図るべきと考えます。</p> |
| 109 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】 ⑧ | <p>それぞれの金融機関が、独自の判断で唐突に継続的な顧客管理を実施した場合、顧客に混乱を引き起こすことが予想されることから、対応までの猶予期間を設ける、対応のタイミングについて金融機関である程度足並みを揃えるといったことを検討いただきたい。</p> | <p>金融機関等における的確なマネロン・テロ資金供与対策を実施するためには、当該対策の必要性や重要性について、広く利用者の理解を得ることが欠かせないものと考えます。このため、利用者に対する情報発信や広報等については、頂いたご意見も踏まえ、今後、更に検討して参ります。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|-----------|---------------|--|---|
| 110 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | 新規顧客に対する口座開設の謝絶は当然、既存顧客に対する口座解約や取引制限もここにいう「リスク遮断」に含まれると考えてよいか。 | |
| 111 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | 謝絶等の対象となる取引に、口座開設、為替、入出金、両替は該当するか。また、新規顧客との取引のみを指すのか。それとも、既存顧客との取引も含むのか(必要性の判断は、各金融機関が本ガイドラインを踏まえ、リスクベースで判断して問題ないと考えてよいか)。 | 本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑨は、検討対象となる顧客や取引を限定しているわけではないため、いずれも排除されるものではありません。 |
| 112 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | 例えば、犯罪収益であると疎明できないものの、資金の実態が不明な場合には、ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑨にある「自らが定める適切な顧客管理を実施できない」と判断しても問題ないか。 | ご指摘の事情は、マネロン・テロ資金供与リスクを高める一要素になり得るものと考えますが、「自らが定める適切な顧客管理を実施できない」場合に該当するかどうかについては、各金融機関等の方針や顧客のリスク等に応じて、個別具体的に判断されることとなります。 |
| 113 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | 犯収法第5条に定める「特定事業者の免責」は、ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑨にある「取引の謝絶」の場合についても、適用されると考えてよいか。 | ご質問の「取引の謝絶」が、犯罪収益移転防止法第5条の「顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないとき」であって、「特定事業者が当該特定取引に係る義務の履行を拒んだもの」に該当する場合には、本条が適用され、特定事業者の義務は免責されるものと考えます。 |
| 114 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | 約款の変更等により、銀行の判断で取引の謝絶や口座閉鎖を行うことが望ましいと考えるが、約款の変更がない場合でも、本ガイドラインに基づき、取引の謝絶などを行うことを含めリスク遮断を図ることは可能か。 | 約款は、金融機関等と顧客との取引に係る契約であり、約款やこれに基づく顧客対応のあり方については、個々の金融機関等により必ずしも同一でないものと承知していますが、いずれにせよ、必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、金融機関等が自ら定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討し、また、その際には、マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないことが必要であると考えます。 |
| 115 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | 「合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」とあるが、「合理性」の判断は、各金融機関が、本ガイドライン等を踏まえ、リスクベースで判断して問題ないと考えてよいか。 | |
| 116 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | 「合理的な理由」の具体的内容を例示いただきたい(合理性の判断は、各金融機関が本ガイドラインを踏まえ、リスクベースで判断して問題ないと考えてよいか)。 | 「合理的な理由」が存在するか否かについては、個々の顧客の事情・特性・取引関係等に照らして、各金融機関等において、個別具体的に丁寧に検討する必要があると考えており、一律の事例の提供は困難です。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|-----------|----------------|--|--|
| 117 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | 「マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」とあるが、謝絶にあたっては、顧客に対し合理的な理由を明示することが求められるとの理解でよいか。 | 本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑨においては、「マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」を求めており、顧客に対して、当該理由をそのまま明示することを求めているものではありません。 |
| 118 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | リスク遮断の方法について、取引の謝絶が例示されているが、現在の実務では、取引時確認ができない顧客について新規取引(口座開設含む)の謝絶をすることはあっても、既存顧客について取引を拒絶したり、口座を閉鎖することは、契約上の根拠に欠ける場合もあるため、一般的ではないものと思料する(一般的な預金規程、貸付契約、銀行取引約定書等において、マネロン・テロ資金供与対策が不十分であることを契約解除等の事由に挙げているのは極めて稀と思われる)。加えて、「マネロン・テロ資金供与対策の名目」で合理的な理由なく謝絶してはならないとのことであるが、問題の性質上、実際の理由を顧客宛説明することは不可能。マネロン・テロ資金供与対策を理由とした取引拒絶については顧客との紛争に繋がりがやすすいとするため、金融機関として、どこまで確認・折衝した上で、取引謝絶を検討すべきなのか、取引謝絶以外に具体的にどのようなリスク遮断手段があるのかといった点について、ガイドラインの記載をより詳細にしていいただきたい。 | 貴重なご意見として承ります。なお、本ガイドラインⅣ-2等にも記載していますとおり、金融機関等の実効的な取組みに資する事例等については、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。 |
| 119 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | 「その際」とあるのを「ただし」に修正すべきである。 <理由> 「必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと」について、行わないこととされているのではなく、「合理的な理由なく謝絶等」を行わないことについて、行わないこととされていることを明確にするため。 | 本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑨においては、「リスク遮断を図ることを検討すること」、及び、「その際、マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」を求めており、この点の趣旨は明確と考えられますので、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 120 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が求められる事項】⑨ | マネロン・テロ資金供与対策の観点から懸念のある顧客や、懸念・問題があるために金融機関から取引を謝絶された者について、金融機関同士で照会／共有可能なプラットフォームの構築を検討いただきたい。 | 顧客管理、リスク評価、取引モニタリング・フィルタリング等の様々な分野において、システムの共同運用等の業界共通で利用できるインフラ・プラットフォーム等については、関係法令等とも整合した形で、我が国金融システム全体の対策の効率的・効果的な向上の観点から有用な場面も想定されるものと考えており、必要かつ適切な場合には、業界団体や中央機関等も中心的・指導的な役割を果たしながら、検討が進められることが重要と考えています。 |
| 121 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が期待される事項】a. | 【対応が期待される事項】として、「顧客ごとに、リスクの高低を客観的に示す指標(顧客リスク格付)を導入」とあるが、これは全顧客に一律の項目で格付をすることが求められるのか(1~5段階等の点数、もしくはEH、H、M、Lなど)。例えば、「反社会的勢力」、「凍結口座名義人リスト」、「外国PEPs」等、リスクが高いと思われる属性の顧客にはそれぞれの属性を示すコードをオンライン上に設け、それらのコードが付されないノーマルな顧客と区別することは、必ずしも全顧客に指標を導入するのではなくても、リスクの高低を客観的に示す指標を導入しているとみなせるか。 | ご指摘の本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が期待される事項】a.は、対応することが望ましいと考えられる事項として記載されているものですが、「商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、これを前提に顧客ごとにリスク格付を付与する旨を記載していますので、ご指摘の方法については、本【対応が期待される事項】a.の記載とは、異なるものと考えます。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|------------------------|----------------|--|--|
| 122 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【対応が期待される事項】b. | 営業実態が不明瞭等の場合に面談を行うことが記載されているが、面談以外で想定している追加的な措置があればご教示いただきたい。 | 本ガイドラインに記載の直接の面談や実地調査のほか、例えば、不明瞭な事項が明確になるまでは、一定の取引についてより厳格な承認等の手続きを設けることが考えられますが、いずれにせよ、リスクが高い取引等に対する追加的な措置については、当該取引の特性・リスク等に応じて、個別具体的に判断することになります。 |
| 123 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【先進的な取組事例】 | 「先進的な取組事例」として、「リスク評価の結果を総合・定量化してモデル化」とあるが、このマトリックスをこそ、このガイドラインが一例として提示すべきではないのか。文章の観念的なことばかりで終始しており、評価と評価結果の対応方法が見えない。 | 貴重なご意見として承ります。 なお、本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)の【先進的な取組事例】の記載は、他の金融機関等がベスト・プラクティスを目指すに当たって参考となる優良事例として、リスク評価の総合・定量化とモデル化、自社システムへの取組み、機動的な格付けの付与やこれに基づく顧客確認等を記載したものです。モデルに用いる指標等の更なる詳細については、本ガイドラインにおける記載には一定の限界もあるものと考えています。 いずれにせよ、金融機関等の実効的な取組みに資する情報や具体的な対応事例等については、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。 |
| 124 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (ii) 顧客管理 | 【先進的な取組事例】 | 「外国PEPs」への言及があるが、国内PEPs(Politically Exposed Persons)のリスクについても言及すべきではないか。 | 国内PEPsについては、外国PEPsと対策の必要性の程度が異なるため、慎重な検討を行う必要があり、本ガイドラインに明示的には記載しておりません。 |
| 125 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (iii) 取引モニタリング・フィルタリング | — | 取引の「モニタリング」と「フィルタリング」のそれぞれの定義、両者の区別を説明いただきたい。 | 本ガイドラインにおいては、「取引モニタリング」とは、異常取引の検知等を通じてリスクを低減させる手法をいい、「取引フィルタリング」とは、制裁対象取引等の検知等を通じてリスクを低減させる手法をいいます。 |
| 126 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (iv) 記録の保存 | 【対応が求められる事項】① | 必要な記録の具体例を例示いただきたい(氏名、住所、生年月日等の所謂顧客情報で足りるのか、顧客情報以外に具体的に必要となる情報があるのか否か)。 | 保存の対象となる記録については、ご指摘の顧客氏名、住所、生年月日等に係る本人確認資料のほか、本ガイドラインⅡ-2(3)(iv)【対応が求められる事項】①に定める「顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録」も含まれます。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|---------------|---------------|--|---|
| 127 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (iv) 記録の保存 | 【対応が求められる事項】① | 確認記録・取引記録などの法定書面以外の記録の保存方法や保存期間の定めはなく、特定事業者がその保存期間や保存方法を判断してよいという理解でよいか。 | |
| 128 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (iv) 記録の保存 | 【対応が求められる事項】① | 保存方法について、電磁的記録でもよいか。 | |
| 129 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (iv) 記録の保存 | 【対応が求められる事項】① | 「本人確認資料等の証跡」は、犯収法の規定にもあるとおり、必ずしも写し(コピー)を保存することを指すものではないとの理解でよいか。 | |
| 130 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (iv) 記録の保存 | 【対応が求められる事項】① | 保存期間については、犯収法令上の期間(7年間)を超えて保存するかも含め、顧客の属性やリスク等に応じて判断するとの理解でよいか。 | 記録の保存方法については、電磁的記録による保存も含まれます。また、必ずしも写しを保存することを求めているわけではありません。 記録の保存期間については、一律に一定期間の保存を求める趣旨ではありません。いずれにせよ、関係法令等を踏まえつつ、各金融機関等の規模や特性、顧客のリスク等に応じて、個別具体的に判断することになりますが、分析可能な形で整理するなど、適切に管理することが求められます。 |
| 131 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (iv) 記録の保存 | 【対応が求められる事項】① | 保存期間について、顧客の属性やリスク等に応じて、判断するという理解でよいか。 | |
| 132 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (iv) 記録の保存 | 【対応が求められる事項】① | 記録の種類に応じた保存期間の目安を示していただきたい。 | |
| 133 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (v) 疑わしい取引の届出 | — | ガイドライン導入に合わせて、信用情報と同様に、疑わしい取引及びその取引当事者(法人・個人名)のデータについても各行が共有できるような制度を金融庁に整備いただきたい。 | 貴重なご意見として承ります。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|---------------|---------------|--|--|
| 134 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (v) 疑わしい取引の届出 | 【対応が求められる事項】⑤ | 疑わしい取引に該当すると判断した取引につき、「疑わしい取引の届出を直ちに行う態勢を構築すること」とあるが、「直ちに」とは具体的にどの程度の期間を想定しているのか。また、犯収法第8条第1項において「速やかに」と規定されていることと比べて、即時性が強化されているのか。 | |
| 135 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (v) 疑わしい取引の届出 | 【対応が求められる事項】⑤ | 疑わしい取引の届出を「直ちに行う態勢」の「直ちに」は1か月程度と考えてよいか。 | どの程度の期間で届出するかについては、取引の複雑性等に応じて必要な調査期間も踏まえつつ、個別取引ごとに判断されることとなりますが、既に疑わしい取引に該当すると判断している取引について、例えば、その判断から届出をするまでに「1か月程度」を要する場合、「直ちに行う態勢を構築」しているとはいえないものと考えます。 なお、犯収法第8条第1項の解釈を変更するものではありません。 |
| 136 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (v) 疑わしい取引の届出 | 【対応が求められる事項】⑦ | 疑わしい取引の届出は直接的な顧客(自社証券会社に口座を保有する顧客)の行動にマネー・ローンダリングリスクが発見された場合において届出される必要があるところ、個社のリスクアペタイトに応じ、間接的な顧客に関するリスクも含めて直接的な顧客のリスクを査定し、直接的な顧客の定期的な情報調査の頻度を高めること等を、リスク低減措置の一環として考えてよいか。 | 「直接的な顧客」、「間接的な顧客」等の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、リスクの低減に当たって、ご指摘のように、自金融機関等に口座を保有する顧客と取引関係にある者に関するリスクも含めて検討することは、有用であるものと考えます。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|------------|----------------|---------------|--|---|
| 137 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vi) ITシステムの活用 | 【対応が求められる事項】① | 取引フィルタリングについては、ITシステムの導入までは必須ではなく、業務規模・特性等次第ではシステム導入まではしなくてよいという理解でよい。 | |
| 138 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vi) ITシステムの活用 | 【対応が求められる事項】① | 「自らの業務規模・特性等に応じたITシステムの導入の必要性を検討し、システム対応を図る場合には、後記②から⑦の事項を実施すること」との記載があるが、金融機関において、必要に応じITシステムの導入を検討し、検討の結果、ITシステムを導入しないという結論であれば、後記②から⑦の各項目は対応不要という理解でよい。 | ITシステムについては、各金融機関等において、自らの業務規模・特性等に応じて、早期導入の必要性を検討することが求められます。なお、この趣旨を明確化する観点から、本ガイドラインⅡ-2(3)(vi)【対応が求められる事項】①を修正いたしました。 |
| 139 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vi) ITシステムの活用 | 【対応が求められる事項】③ | 必ずしも定期的に検証を行わなくとも、枠組みを作り、継続的に検証すればよいという理解でよい。 | ご質問の継続的な「枠組み」の意味が必ずしも明らかではありませんが、一般的には、ITシステムの設計・運用等が、自らが行うリスクの評価に見合ったものとなっているかについて、何らかの問題事象が発生した場合のみならず、平時においても一定期間ごとに検証することが求められます。 |
| 140 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vi) ITシステムの活用 | 【対応が求められる事項】③ | 「定期的に検証」とあるが、誰が、どのように実施することを想定しているのか(「3つの防衛線」におけるどの部門を想定しているか等、具体的な検証方法のイメージ)。 | 例えば、第2線の管理部門が実施することが考えられますが、定期的な有効性検証の主体については、各金融機関等の組織構造等に応じて、個別具体的に判断することになります。 |
| 141 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vi) ITシステムの活用 | 【対応が求められる事項】⑤ | 本ガイドラインⅡ-2(3)(vi)【対応が求められる事項】⑤は、取引フィルタリングシステムを導入した場合に対応が求められるということでしょうか。 | 本ガイドラインⅡ-2(3)(vi)【対応が求められる事項】⑤は、取引フィルタリングシステムについての対応が求められる事項を記載しています。 |
| 142 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vi) ITシステムの活用 | 【対応が求められる事項】⑤ | 「輸出入品目等についての制裁リスト」については、例えば①外為法上の制裁対象国(例:北朝鮮)との輸出入規制への対応のため、当該国の特産品を制裁リストとしてITシステムで検知したり、②特に制裁対象国に限定せず、輸出入管理令で許可または承認の対象となっている武器、兵器等の貨物(輸出規制)やワシントン条約掲載品目(輸入規制)をITシステムで検知するなど法令上の確認義務を負っていないリスク低減措置も考えられる。 については、制裁リストに関し統一的な認識が得られるように補足説明をしていただきたい。 | ご指摘のとおり、「輸出入品目等についての制裁リスト」については、法令上の確認義務の範囲にとどまるものではありません。いかなる輸出入品目に関して、取引フィルタリングシステムによる検知を行うのかについては、国内外の制裁に係る法規制や各金融機関等の業務特性等に応じて、個別具体的に判断することになります。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|------------|------------------------|----------------|--|---|
| 143 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vi) ITシステムの活用 | 【対応が求められる事項】⑥ | 本ガイドラインII-2(3)(vi)【対応が求められる事項】⑥で求められている事項を明確にしたい。同③及び④が適切に行われているのなら、同⑥を設ける必要は無いのではないか。もし同⑥を残すなら、例えば具体策を例示列挙して、テスト目線を明らかにする必要があるのではないか。 | 貴重なご意見として承りますが、本ガイドラインII-2(3)(vi)【対応が求められる事項】⑥(内部外部監査などによるITシステムの有効性検証)にあるように、第1線や第2線とは独立した立場から、第3線等がITシステムの有効性を検証することは重要と考えており、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 144 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vi) ITシステムの活用 | 【対応が求められる事項】⑥ | 独立した検証は、内部・外部監査の両方を実施することではなく、どちらかを実施するという理解でよいか。 | 本ガイドラインII-2(3)(vi)【対応が求められる事項】⑥について、内部監査と外部監査のいずれか一方を実施すべきか、あるいはその双方を実施すべきかは、各金融機関等の組織構造等に応じて、個別具体的に判断されることになります。 |
| 145 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vi) ITシステムの活用 | 【対応が求められる事項】⑥ | 内部・外部監査等によるITシステムの有効性の検証ポイントとして、具体的にどのようなものを想定しているのか。 | 例えば、取引モニタリングシステムにおけるシナリオ・数値等が、各金融機関等の業務やリスクの特性を的確に捉えているか、当該システムで検知された事項が的確に営業部門や管理部門等におけるモニタリングのプロセスに組み込まれているかを検証するなど、様々なものが考えられます。いずれにせよ、ITシステムの有効性の検証については、各金融機関等の規模や特性等に応じて、個別具体的に判断する必要があるほか、当庁としても、金融機関等の実効的な取組みに資する情報や具体的な対応事例等に関して、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。 |
| 146 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vii) データ管理(データ・ガバナンス) | 【対応が求められる事項】① | 犯収法における確認記録・取引記録の作成・保存義務を超えて、データベースによる管理が求められているのか。 | 本ガイドラインに記載のとおり、金融機関等においては、関係法令等を遵守して、確認記録・取引記録等を正確に記録するほか、ITシステムを有効に活用する前提として、データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理するなど、データの適切な管理を行うことが求められます。 |
| 147 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vii) データ管理(データ・ガバナンス) | 【対応が求められる事項】②ロ | 「関係する資格」とはどのようなものを想定しているのか。外部団体が付与する資格に限定されず、社内で実施する試験に関する社内資格も含まれるか。 | 当局等に提出する「関係する資格の取得状況」における「関係する資格」とは、一般的には、外部団体が付与する資格のほか、社内で取得が認許されている社内資格等も含まれるものと考えます。 |
| 148 | II-2 リスクの特定・評価・低減 | (3) リスクの低減 | (vii) データ管理(データ・ガバナンス) | 【対応が求められる事項】②ハ | 「経営陣への報告」における報告方法には限定がなく、口頭報告、書面報告、e-mailなどを活用した電磁的報告も含まれるとの理解でよいか。 | 経営陣が内容を理解することができる方法により報告することが求められます。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------------|------------------------------------|---|---------------------------------------|--|--|
| 149 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (4) 海外 送金等 を行う 場合の 留意点 | - | - | 「自ら又は他の金融機関等を通じて海外送金等を行う場合に」とあるのは、銀行等が業として送金等を行う場合を想定しているものであり、証券会社が顧客からの預り金等を返金する目的で、証券会社名義口座から顧客の指定した海外口座への振込み依頼をすることを想定した記載ではないと理解してよいか。 | そのような理解で差し支えありません。ただし、ご質問の事例においても、外為法をはじめとする海外送金等に係る国内外の法規制等の適用が排除されないことにはご注意ください。 |
| 150 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (4) 海外 送金等 を行う 場合の 留意点 | - | 【対 応が 求め られ る事 項】 ② | 被仕向金融機関等が仕向金融機関等からの送金に当たり、送金人及び受取人の情報が欠落している場合等に、「リスクに応じた措置を講ずること」との記載があるが、どのような措置が想定されるか。 | 例えば、送金人や受取人の情報が欠如した海外送金等について、取引実行前に仕向金融機関等に対して、欠如した情報の内容を確認すること等が考えられます。 |
| 151 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (4) 海外 送金等 を行う 場合の 留意点 | - | 【対 応が 求め られ る事 項】 ③ | コルレス先におけるマネロン管理態勢の確認について、ある支店のコルレス先がほぼ全て他の支店のコルレス先と重複している場合、本店が実施している確認結果を共有する形で、当該支店の確認を完了させることは可能か。また、あるコルレス先が他行の支店である場合、当該コルレス先のマネロン管理態勢の確認を実施しようとする、当該コルレス先から、本店(或いはグループ)のウェブサイトを確認するよう言われることがある。この場合、コルレス先である対象支店自身のマネロン管理態勢を確認できていないことになるのか。 | コルレス先のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の確認方法については、各金融機関等の規模や特性等に応じて、個別具体的に判断することになります。 例えば、金融機関等の本店によるコルレス先の評価を援用する方法については、当該評価における評価項目として、在日拠点において考慮すべきコルレス先のリスクが考慮されていない場合には、直ちにこれを援用することはできず、本店とは別に、在日拠点においても、コルレス先のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を確認することが求められます。また、他行支店のコルレス先のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の確認については、他行本店又は当該グループのウェブサイトを確認することのみではコルレス先のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を適切に評価することができない場合には、追加で確認することが求められます。 |
| 152 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (4) 海外 送金等 を行う 場合の 留意点 | - | 【対 応が 求め られ る事 項】 ③ | コルレス契約締結先の態勢の確認・監視について、定期的に監視する方法として、どのようなもの(例:質問票等)を想定しているのか。 | 例えば、コルレス先に対して、定期的に質問票を送付し、コルレス先におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を確認することが考えられますが、コルレス先のリスク等に応じて、個別具体的に判断することになります。 |
| 153 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (4) 海外 送金等 を行う 場合の 留意点 | - | 【対 応が 求め られ る事 項】 ③ | コルレス契約締結先の態勢の確認・監視について、定期的に監視する具体的な頻度を例示いただきたい(取引等のリスクに応じて判断するとの理解でよいか)。 | 貴見のとおり、定期的に監視する頻度については、コルレス先のリスク等に応じて、個別具体的に判断されることになります。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------------|------------------------------------|---|---------------------------------------|---|---|
| 154 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (4) 海外 送金等 を行う 場合の 留意点 | — | 【対 応が 求め られ る事 項】 ③ | 「コルレス先におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢」の確認は、Bankers' AlmanacやWolfsberg等の質問票を利用することで足りるとの理解でよいか。 | 「コルレス先におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢」を確認する方法については、ご指摘のような質問票を利用するほか、金融機関等において独自の質問票を策定・利用することも考えられます。いずれにせよ、いかなる確認方法を用いるについては、コルレス先のリスク等に応じて、個別具体的に判断されることになります。 |
| 155 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (4) 海外 送金等 を行う 場合の 留意点 | — | 【対 応が 求め られ る事 項】 ⑤ | 「他の金融機関等による海外送金等を受託等している金融機関等」も、対象の取引に関して、当然に犯収法に基づく疑わしい取引の届出義務を負うと考えるべきか。 | そのような理解で差し支えありません。 |
| 156 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (4) 海外 送金等 を行う 場合の 留意点 | — | 【対 応が 求め られ る事 項】 ⑤ | 「他の金融機関等による海外送金等を受託等している金融機関等」が、疑わしい取引の該当性について検討・判断する為に、委託元金融機関等との間で該当の顧客・取引に関する情報を共有することは、犯収法第8条第3項に抵触しないと理解してよいか。 | そのような理解で差し支えありません。 |
| 157 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (4) 海外 送金等 を行う 場合の 留意点 | — | 【対 応が 求め られ る事 項】 ⑤ | 「当該他の金融機関等」にあたる委託元金融機関等には、資金移動業者や仮想通貨交換業者も含まれるという理解でよいか。 | そのような理解で差し支えありません。 |
| 158 | Ⅱ-2 リスクの 特定・評価・低 減 | (4) 海外 送金等 を行う 場合の 留意点 | — | 【対 応が 求め られ る事 項】 ⑤ | 「監視する」とは具体的にどのような対応が求められるのか(例えば、書面調査や実地調査等が考えられるが、監視の方法は、リスクに応じた各金融機関の判断でよいか)。 | 「監視」の具体的方法については、ご指摘のような定期的に質問票を送付して確認する方法や訪問して確認する方法も含まれ得るものですが、受託金融機関等においては、委託元金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の不備は自らのマネロン・テロ資金供与リスクに直結するものであることを踏まえ、委託業務の範囲や、委託元金融機関等の管理態勢の整備状況等に応じて、的確に判断する必要があります。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|--------------------|---|----------------|---|--|
| 159 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (4) 海外送金等を行う場合の留意点 | — | 【対応が求められる事項】⑤⑥ | 「他の金融機関等に海外送金等を委託等」には、コルレス契約（SWIFT RMA締結及び口座契約のみ）は含まれないとの理解でよいか。例えば、地方銀行による大手銀行への海外送金の委託を想定しているとの理解でよいか。 | ご質問の本ガイドラインⅡ-2(4)【対応が求められる事項】⑤⑥については、委託元金融機関等が、受託金融機関等が他の金融機関等と締結しているコルレス契約を利用して、取引を実行する場合も該当するものであり、例えば、国際的な業務を行う金融機関等が、国際的な業務が限定的な委託元金融機関等の顧客に係る海外送金等を取り扱っている場合等も想定されます。 |
| 160 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (4) 海外送金等を行う場合の留意点 | — | 【対応が求められる事項】⑥ | 「他の金融機関等に海外送金等を委託等する場合」とは、コルレス関係を通じての送金全般を指すのか、所謂ネステッド取引（受託行が他行と締結しているコルレス契約を利用して、自行の取引を執行してもらう取引）を指すのか。 | |
| 161 | Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減 | (5) FinTech等の活用 | — | — | 2017年6月に「FinTech時代のオンライン取引研究会」が発足し、今後、FinTech時代にふさわしい取引時確認等についての見解などが打ち出されるものと理解している。今回の「ガイドライン」は、「オンライン取引研究会」の方向性とも整合的なものとの理解でよいか。また、オンライン取引にとどまらず、目下進展中のFinTechの動向を踏まえて、その発展を妨げる恐れがあれば、必要に応じて見直されるものとの理解でよいか。 | 本ガイドラインについては、FinTechその他の様々な動向の変化も踏まえながら、必要に応じて、見直していきます。また、マネロン・テロ資金供与対策におけるFinTech等の活用については、ガイドラインにも記載のとおり、AI、ブロックチェーン等の新技術が導入・活用され、今後も大きな進展が見込まれるところであり、こうした新技術を活用する余地がないか、前向きに検討を行っていくことが期待されます。 |
| 162 | Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA） | — | — | — | 「マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等」における「計画」とは何か具体的に示していただきたい。「計画」という言葉だけでは、具体的にどのような計画を策定してよいか検討することが難しいため尋ねるところである。 | 個々の金融機関等のマネロン・テロ資金供与対策の実効性を高めるための内部統制、監査、研修等の一連の計画を想定しています。 なお、ここでいう「マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等」は、FATFの言う「マネロン・テロ資金供与対策プログラム」と基本的には同様のものであり、上記の趣旨を踏まえたものであれば、必ずしも「計画」について独立の文書を作成する必要はなく、「方針・手続」と併せて整備することも許容されるものと考えています。 |
| 163 | Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA） | — | — | 【対応が求められる事項】④ | 管理部門及び内部監査部門において、リスク管理態勢の実効性を検証するとあるが、検証に際して、具体的に盛り込むべき事項を例示いただきたい。 | 例えば、疑わしい取引の届出状況を分析し、届出の多い取引類型に係る既存の手続の実効性を検証するなど、様々な事項が考えられます。 いずれにせよ、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に関する実効性検証については、各金融機関等の規模や特性等に応じて、個別具体的に検証項目を設定する必要があるほか、当庁としても、金融機関等の実効的な取組みに資する情報や具体的な対応事例等に関して、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。 |
| 164 | Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA） | — | — | 【対応が求められる事項】④ | 管理部門と内部監査部門が並記されているが、第2線・第3線の役割分担が分かるように記載した方がよいのではないかと。 | 貴重なご意見として承りますが、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に関する実効性の検証についての第2の防衛線と第3の防衛線の詳細な役割分担については、各金融機関等の組織構造等に応じて、様々な選択肢があり得ますので、本ガイドラインにおける記載については、原案のとおりとさせていただきます。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|---|---|----------------|--|---|
| 165 | Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA) | — | — | 【対応が期待される事項】a. | 所管する専担部室を設置する部門の選定に関する考え方があれば示していただきたい(第1の防衛線(営業部門)と第2の防衛線(コンプライアンス部門、リスク管理部門等))。 | 基本的には第2線である管理部門に設置することが考えられます。 |
| 166 | Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA) | — | — | 【対応が期待される事項】b. | 外部専門家等によるレビューの対象として、どのようなものを想定しているのか。 | 例えば、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA)について助言を受けることや、国際的なマネロン・テロ資金供与対策に係る水準とのギャップ及び金融機関等における課題についてレビューを受けることが考えられますが、これらに限定されるものではありません。 |
| 167 | Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA) | — | — | 【対応が期待される事項】b. | 「外部専門家等」とは、弁護士やコンサルタントを想定しているのか。 | 「外部専門家等」については、マネロン・テロ資金供与対策に係る専門的知見を有する者であれば、弁護士やコンサルタントも該当しますが、必ずしもこれらに限られるという趣旨ではありません。 |
| 168 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | — | — | — | 「経営陣の関与」とは、例えば、マネロン担当役員が、リスク評価の過程や、自らの組織内で定期的に開催するAML委員会・コンプライアンス委員会等に関与すること等が考えられるという理解でよいか。また、「経営陣」とは、各金融機関の組織形態等によって異なるものであり、その定義は各金融機関の判断で構わないか。 | 経営陣による関与の態様については、ご指摘の例のほか、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上の重大なリスクになりかねないことを的確に認識し、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けることや、経営陣の責任において組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保・教育・資源配分等を実施することが考えられます。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|---|---------------|---|---|
| 169 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | - | - | 【対応が求められる事項】② | 本ガイドラインⅢ-2【対応が求められる事項】の①、③及び④の記載内容に照らすと、例えば、各部門の最高の地位を占める「支配人その他の重要な使用人」として取締役会で選任を決定する者(会社法第362条第4項第3号)を「役員」に含めることでも、本ガイドラインの趣旨に沿うものと思われるが、本ガイドラインにおける「役員」は、あくまで会社法上の役員に限定する趣旨か、その定義を明らかにしていただきたい。 | |
| 170 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | - | - | 【対応が求められる事項】② | 「役員の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与すること」とあるが、証券会社においては、内部管理を担当する取締役がない場合、日本証券業協会自主規制規則に基づく「内部管理統括責任者」を任命することでよい。 | |
| 171 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | - | - | 【対応が求められる事項】② | 「役員の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担うものを任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与すること」とあるが、例えば外銀支店の場合には、任命すべき役員を(本店が任命する)支店長とすることは可能か、それとも支店CCOを想定しているのか。 | 本ガイドラインⅢ-2【対応が求められる事項】②における「役員」とは、「マネロン・テロ資金供与対策に係る責任者」として任命される者であり、例えば、会社法上の取締役や、内部管理統括責任者等が含まれるものと考えますが、いずれにせよ、各金融機関等においては、その規模や組織構造等に応じて、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を果たすことができる者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与することが求められます。 |
| 172 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | - | - | 【対応が求められる事項】② | 当該項目にいう「役員」に関して、日本国内に限られず、よりグローバルな規模かつ専門性の高い役員が外国におり、日本においてマネロン・テロ資金供与対策に専門性が高い役員と同時に日本の経営陣に報告を行うことで、より一層高いレベルのマネロン・テロ資金供与対策が可能になると考える場合には、このような手法も記述に含まれると考えてよい。 | |
| 173 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | - | - | 【対応が求められる事項】② | 当該項目における「役員」とは取締役、執行役、理事に限定されず、執行役員(使用人)でも足りるとの理解でよい。 | |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|---|---|----------------|---|--|
| 174 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | — | — | 【対応が求められる事項】② | 当該項目における「役員」に任命される者は複数であってもよいか。 | 基本的には、そのような理解で差し支えありませんが、本ガイドラインにも記載のとおり、金融機関等においては、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持に当たって、関係法令や本ガイドライン等の遵守のみを重視し、違反等の有無を形式的にチェックすることにならないよう留意し、関係法令やガイドライン等の趣旨を踏まえた実質的な対応を行うことが求められます。 |
| 175 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | — | — | 【対応が求められる事項】② | 当該項目における「役員」は、Ⅲ-1にいう「マネロン・テロ資金供与対策に係る担当役員」と同義か。 | |
| 176 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | — | — | 【対応が求められる事項】③ | 「内外に説明できる態勢の整備」とあるが、当該役員自身が英語等の外国語で説明できる態勢を整備することまでは必須ではない(職員等が言語については補佐してよい)との理解でよいか。 | |
| 177 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | — | — | 【対応が求められる事項】④ | 「専門性を有する人材」のレベルについては、特定の資格・認証等が必ずしも求められるのではなく、自らの規模・特性・業容等に応じて判断することでよいか。 | 貴見のとおり、「専門性を有する人材」については、特定の資格・認証等の取得を前提とするものではなく、各金融機関等の特性や当該職員の担当業務の内容等に応じて、個別具体的に判断されることとなります。 |
| 178 | Ⅲ-2 経営陣の関与・理解 | — | — | 【対応が期待される事項】a. | 「役職員の人事・報酬制度等において、マネロン・テロ資金供与対策の遵守・取組み状況等を適切に勘案すること」とあるが、ここでいう役職員の範囲は全職員か。 | 各金融機関等の規模や特性、役職員の数、各々の業務におけるマネロン・テロ資金供与対策への関与の程度等によって、対象となる役職員の範囲は異なってくるものと考えます。 |
| 179 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | — | — | — | 本項目を遵守するためには、3つの防衛線全てにマネロン・テロ資金供与リスク管理上適切な人員を配置しなければならず、小規模な外銀支店においては容易なことではない。人員の育成、場合によっては新規採用する必要がある可能性もあり、ガイドライン導入時には是非とも経過措置を設けていただきたい。 | 貴重なご意見として承ります。 |
| 180 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | — | — | — | 管理部門・内部監査部門に「マネロン・テロ資金供与対策に係る適切な知識及び専門性を有する職員を配置すること」と記載があるが、特に規模・業容が比較的小さな金融機関では当該マネロン・テロ資金供与対策に精通した職員が少ないのが実情であると考えられる。このような金融機関においては、例えば、研修の充実や人事ローテーション上の工夫等を行い、専門性を有する職員を継続的に育成する等の取組みを実施していくことでよいか。 | ご指摘の研修の充実や人事ローテーション上の工夫等を通じた、専門性を有する職員の継続的な育成については、有効な手段の一例と考えられますが、いずれにせよ、各金融機関等における職員の配置については、その規模や特性等に応じて、個別具体的に判断されることとなります。 |
| 181 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | — | — | — | 当該項目に「管理態勢等(外部へのアウトソーシングを含む。）」とあるほか、Ⅳ-2の官民連携・関係当局との連携等の項目には「アウトソーシング等による共同化」との記載があるが、具体的には、管理態勢のうちどの部分をアウトソーシングすることが許容されるのか。 | いかなる業務をアウトソーシングするかについては、各金融機関等の規模や特性のほか、関連する技術の進展状況等によっても様々なものが想定され、一律に基準を設ける趣旨ではありません。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|------------|---|-----------------|---|--|
| 182 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | (1) 第1の防衛線 | — | — | 「三つの防衛線(three lines of defense)」によるアプローチに賛成する。ただし、Ⅲ-3(1)において、「第1の防衛線(第1線)とは、営業部門を指している。」とあるが、第1線は、営業部門に限られず、契約事務部門、経営管理部門、資産運用部門、IT部門など、マネロン・テロ資金供与対策や収収法対策に関わる事業部門全般が含まれるはずであるので、表現を見直すべきである。 | 本ガイドラインにおいては、各部門の役割・責任の明確化という観点から、金融機関等における各機能を大きく営業部門・管理部門・監査部門という3つに分けて記載しています。具体的にそれらの機能を、いかなる部門が担っているのかについては、各金融機関等の規模や特性、組織構造等によって、異なり得るものと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 183 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | (2) 第2の防衛線 | — | — | 第2の防衛線の記述では、第1の防衛線や第3の防衛線と異なり「研修」の言及がないが、研修の実施対象は、第2の防衛線の担当職員も含まれるとの理解でよい。 | そのような理解で差し支えありません。なお、第3の防衛線の職務として、職員に対する研修の実効性を監査対象とすることを記載しています(本ガイドラインⅢ-3(2)【対応が求められる事項】①ハ。)。 |
| 184 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | (2) 第2の防衛線 | — | 【対応が求められる事項】④ | 「専門性等を有する職員」のレベルについては、特定の資格・認証等が必ずしも求められるのではなく、自らの規模・特性・業容等に応じて判断することによりよい。 | 貴見のとおり、「専門性等を有する職員」については、特定の資格・認証等の取得を前提とするものではなく、各金融機関等の特性や当該職員の担当業務の内容等に応じて、個別具体的に判断されることとなります。 |
| 185 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | (3) 第3の防衛線 | — | — | 「内部監査部門は、独立した立場から、全社的なマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の有効性についても定期的に検証し、必要に応じて、方針・手続・計画等の見直し、対策の高度化の必要性等を提言・指摘することが求められる。」との記載について、「定期的に検証」というのは「〇年に一度」などといったサイクルを決めて実施することが求められているのか、それとも、各金融機関等が実施したリスクの特定・評価の結果に応じて検証を行いつつ、結果的に2～3年に一度等の期間での検証頻度となることも許容されているのか。 | 「定期的な検証」については、監査の頻度を一律に決定するべきものではなく、各金融機関等の規模や特性、監査対象のリスク等に応じて、個別具体的に判断されることとなります。 |
| 186 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | (3) 第3の防衛線 | — | — | 「内部監査部門は、独立した立場から、全社的なマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の有効性についても定期的に検証し、必要に応じて、方針・手続・計画等の見直し、対策の高度化の必要性等を提言・指摘することが求められる。」との記載について、内部監査部門の役割期待には、単に【対応が求められる事項】の準拠状況を検証するのみならず、【対応が期待される事項】の検証および当該【対応が期待される事項】の導入等に向けた提言・指摘を含むとの理解でよい。 | 内部監査部門においては、マネロン・テロ資金供与対策の高度化という観点から、監査を実施することが期待されており、監査対象は、必ずしも本ガイドラインに記載がある事項に限定されるものではありません。 |
| 187 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | (3) 第3の防衛線 | — | 【対応が求められる事項】①ロ。 | マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等を監査事項に含めることが求められているが、特に第1線の職員に須らく専門性・適合性等を求めことには限界があると思われる、「Ⅲ-5 職員の確保、育成等」の項の記載内容も踏まえ、現場実態を勘案し、専門性・適合性等を有した職員を関係部署等に可能な限り配置しつつ、かかる専門性・適合性等が組織として機能・継続するような態勢になっているか、という解釈で問題ないか。 | 「職員の専門性・適合性」は、当該職員の担当業務の内容等に応じて様々であり、一律の基準が設定されているわけではありません。ご指摘の方法についても、選択肢の1つとなり得るものと考えますが、いずれにせよ、金融機関等においては、本ガイドラインの趣旨に沿った適切な対応が求められます。 |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|------------|---|-----------------|--|---|
| 188 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | (3) 第3の防衛線 | — | 【対応が求められる事項】①ホ. | 本ガイドラインⅡ-2(3)(vi)【対応が求められる事項】⑥に、「内部・外部監査等の独立した検証プロセスを通じ、ITシステムの有効性を検証すること」との記載があることを踏まえ、ここでも外部監査の活用について言及してもよいのではないか。 | 貴重なご意見として承りますが、「第3の防衛線」の項目は内部監査を想定して記載していますので、原案のとおりとさせていただきます。 |
| 189 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | (3) 第3の防衛線 | — | 【対応が求められる事項】③ | 「必要な対応」には、マネロン・テロ資金供与リスクにつき、全領域をオフサイトのモニタリングで把握しつつ、高リスクのものについてはモニタリング深度の向上やオンサイトによる検証の実施などを行うといった対応もこれに該当するとの理解でよいか。 | そのような理解で差し支えありません。 |
| 190 | Ⅲ-3 経営管理(三つの防衛線等) | (3) 第3の防衛線 | — | 【対応が求められる事項】④ | 経営陣への内部監査の結果報告の方法には限定がなく、口頭報告、書面報告、e-mailなどを活用した電磁的報告も含まれるとの理解でよいか。 | 経営陣が内容を理解することができる方法により報告することが求められます。 |
| 191 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | — | — | — | グループベース、グローバルベースの管理態勢整備に関し、管理対象とするグループ会社の範囲や各社に求める水準は、各金融機関等の業態に応じた個別の判断で行ってよいという理解でよいか。 | |
| 192 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | — | — | — | 「グループ」とは、(連結)子会社を意味するのか、持分法適用会社も含まれるのか。 | グループの範囲については、本ガイドラインがグループベースの管理態勢の構築を求めている趣旨に鑑み、グループ各社のリスク等に応じて、個別具体的に判断する必要があり、ご質問の(連結)子会社や持分法適用会社といった持分割合によって機械的に判断されるものではありません。 グループを形成する各事業者に求められる水準についても、グループ各社のリスク等に応じて、個別具体的に判断する必要があります。 |
| 193 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | — | — | — | グループとして一貫した形でのリスク管理態勢等を求められているが、例えば、同一グループ内の同業の金融機関等の間では、リスク評価の基準や疑わしい取引の届出の基準等を、同一のものとするまで求められているのか、それとも、同一グループ内とはいえ、各金融機関等ごとにある程度の独自性は許容されるものとの理解でよいか。 | |
| 194 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | — | — | — | 「金融機関等がグループを形成している場合」については、持ち株会社傘下の各金融機関等、資本関係のある銀行・証券会社等が思い浮かぶが、このような理解でよいか。 | ご指摘の例については、「金融機関等がグループを形成している場合」に含まれるものと考えます。 |

| No. | 該当箇所 | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 | |
|-----|------------------|---|---|--|--|---|
| 195 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | — | — | — | 外国金融グループの外国本店を中心に既に相当する対応が取られた上で、在日拠点のマネロン・テロ資金供与対策の管理態勢につなげられている場合は、グループ一体となった管理態勢を有効に活用しつつ、在日拠点においてこれらの対応を取ることでよいか。 | 本ガイドラインの趣旨に沿った適切な対応が実施されている場合には、そのような理解で差し支えありません。 |
| 196 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | — | — | — | 「海外拠点等」とは、どのようなものを想定しているのか。現地法人、支店、駐在員事務所は「海外拠点等」に含まれるのか。また、「海外拠点等」と「海外拠点」との違いはあるのか。 | 「海外拠点等」には、一般的に、現地法人、支店、駐在員事務所等が含まれるものと考えますが、いずれにせよ、各海外拠点等のリスク等に応じて、個別具体的に判断する必要があります。 |
| 197 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | — | — | — | 本ガイドラインの「海外拠点等」は、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-8の「海外営業拠点」と同義との理解でよいか。 | なお、「海外拠点等」と「海外拠点」に特段違いはなく、ご指摘を踏まえ、修正いたしました。 |
| 198 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | — | — | — | 海外拠点も含めた対応が求められているが、本ガイドラインの英語版の作成も検討いただきたい。 | 本ガイドラインについては、英語版も策定・公表する予定です。 |
| 199 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | — | — | 【対応が求められる事項】①⑤ 「グループとして一貫した」マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等とあるが、「一貫した」とはどのような意味で捉えればよいか。また、グループとして一貫した手続の策定とは、具体的にどういったものを想定しているのか。 | 本ガイドラインⅢ-4【対応が求められる事項】①における「グループとして一貫」とは、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施について、本ガイドラインの趣旨も踏まえ、グループ全体で整合的な形で、方針・手続・計画等が策定され、実施される状態を指しています。 | |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|---|---|----------------|--|---|
| 200 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | - | - | 【対応が求められる事項】①⑤ | 日本よりも海外の拠点のほうが厳しくなっている場合は、その地域で求められるレベルでマネロン・テロ資金供与対策を行えばよいが、日本よりも厳格でないと考えられる地域の拠点に限っては、日本で定めた方針・手続・計画等を整合的な形で適用・実施することが要請され、これが許容されない場合は、当局にその旨の情報提供を行う、という考え方でよいか。「我が国よりも厳格でない場合」に該当するか否かの評価は各金融機関等において行えばよいとの理解でよいか。 | 基本的には、そのような理解で差し支えありません。 |
| 201 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | - | - | 【対応が求められる事項】② | 「グループ全体としてのリスク評価」とは、どのようなリスク評価手法が想定されているのか。各金融機関等毎のリスクを全ておしなべて再評価するというイメージとの理解でよいか。 | グループ各社のリスクやグループとしての経営方針等を踏まえ、全グループ・全社的にマネロン・テロ資金供与対策に係るリスクを評価すること等が考えられます。 |
| 202 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | - | - | 【対応が求められる事項】② | グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与対策の実効性確保等のために必要なグループ内での情報共有態勢に関して、例えば疑わしい取引の届出の情報を共有することなどが考えられる。犯収法とは別の法律規制である、金商法のファイアウォール規制の内部管理目的や個人情報保護法などの関係から、本ガイドラインにて解釈について明確にしていきたい。 | |
| 203 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | - | - | 【対応が求められる事項】② | <p>「ガイドライン」(案)24頁以下で「三つの防衛線(three lines of defense)」の記載がある。かかる態勢整備の方法は欧米の金融グループでも広く採用されており、法令等の遵守及び内部管理体制の強化に資するものと認識している。</p> <p>また、28頁以下では、「グループ全体で整合的な」管理態勢や、「グループ内での情報共有態勢を整備すること」も求められている。</p> <p>こうしたなか、銀行・証券を持つ金融グループにおいては、かかる「三つの防衛線(three lines of defense)」の概念を採用する場合には、第1の防衛線である営業部門において金商法に照らして、顧客に関する情報を銀行と証券会社の間で共有できるのかが懸念される。この間、FATF(金融活動作業部会)では、2017年11月、「民間セクターにおける情報共有に関するガイダンス」(原題: Guidance on Private Sector Information Sharing)を発出し、パラ54では、グループ内の異なる法人の間において、AML/CFT目的での顧客情報の共有が認められるべきとしている。</p> <p>我が国も、金商者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(2)⑥ロの弊害防止措置を行うことを前提に、法令遵守管理に関する業務として、第1の防衛線である営業部門も含めて、必要な範囲で「内部の管理及び運営に関する業務の全部又は一部を行うために必要な」情報の授受をすることが認められる(業府令第153条第1項第7号及び第9号)べきと考える。その旨を本ガイドラインで明記していきたい。</p> | <p>(個人情報保護法との関係)</p> <p>個人情報保護法第23条第1項では、個人データの第三者提供には、原則として本人の同意が必要と規定されています。ただし、例外として「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することができるものとされています。</p> <p>上記例外的な場合に該当するか否かは、個別具体的な事例に即して総合的な利益衡量により判断されること、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)3-1-5(2)では、これに該当し得る例示として、「暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、意図的に業務妨害を行う者の情報」が挙げられており、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出をした顧客情報・取引情報も同様に上記例外的な場合に該当し得るものと考えます。</p> <p>なお、上記例外的な場合に該当しない個人データについては、本人の同意に基づく提供又は共同利用(同法第23条第5項第3号)によることが考えられます。</p> <p>(金融商品取引法との関係)</p> <p>金融商品取引法上、金融商品取引業者等がグループ内において顧客等に関する非公開情報を授受することは原則として制限されていますが、本ガイドラインの「対応が求められる事項」である「マネロン・テロ資金供与対策の実効性確保等のために必要なグループ内での情報共有態勢を整備すること」は、法令遵守のために必要なものであり、こうした制限の適用除外規定(金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第3項第1号等)に該当するものと考えられます。</p> |
| 204 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | - | - | 【対応が求められる事項】②④ | 国内のグループ会社間の顧客情報・取引情報の情報共有態勢の整備に当たり、個人情報保護法や金融商品取引法など我が国の法制上、どこまでの情報の共有が可能か(例えば、疑わしい取引の届出をした顧客や取引の情報のみ共有可能など)、理由と併せて明確にされたい。 | |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|---|---|---------------|---|---|
| 205 | Ⅲ-4 グループベースの管理態勢 | — | — | 【対応が求められる事項】⑥ | <p>我が国におけるマネロン・テロ資金供与対策上の課題を踏まえ、本ガイドラインには、以下の内容を含めていただきたい。</p> <p>(A) グループ方針・手続において、グループ内の投資運用業者は投資一任契約の相手先顧客のKYC/CDDを実施すると規定するのが望ましいこと、</p> <p>(B) 投資一任契約の顧客においても、投資運用業者がKYC/CDDを行う場合にはこれに協力すべきであること、</p> <p>(C) 投資一任契約の顧客において、投資一任契約書にマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢や関連法令の遵守に関連する条文が含まれることを認識し、合意した場合には当該契約に従った態勢整備を行わなければならないこと、</p> <p>(D) 投信の販売を受託する販売会社は、販売委託契約にマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢や関連法令の遵守に関連する条文が含まれることを認識し、合意した場合には当該契約に従った態勢整備を行わなければならないこと、及び</p> <p>(E) 投資運用業者だけでなく販売会社においても、その業務実態に応じて(例えば、外国籍投資信託や海外に關係会社を有する投資運用業者が設定する投資信託を販売する場合等)FATF, Egmont Group, Wolfsberg Group等が公表しているマネロン・テロ資金供与防止に関する国際基準に対応すべきであること</p> | <p>貴重なご意見として承ります。ご指摘のとおり、金融機関等は、関連法令の規定にかかわらず、リスクに見合った適切な対応が必要となります。当庁としても、その浸透に努めて参りたいと考えています。</p> |
| 206 | Ⅲ-5 職員の確保、育成等 | — | — | — | <p>「関係する資格」とはどのようなものを想定しているのか。外部団体が付与する資格に限定されず、社内で実施する試験に関する社内資格も含まれるのか。</p> | |
| 207 | Ⅲ-5 職員の確保、育成等 | — | — | — | <p>「関係する資格」として、どのようなものを想定しているのか。職員の研修計画を検討するにあたり、参考としたい。</p> | <p>「関係する資格」とは、一般的には、外部団体が付与する資格のほか、社内で取得が従憑されている社内資格等も含まれ得るものと考えます。</p> |
| 208 | Ⅲ-5 職員の確保、育成等 | — | — | — | <p>「…適切かつ継続的な研修等(関係する資格取得を含む。)…」という記載について、具体的に、どのような資格を想定しているのか示していただきたい。</p> | |
| 209 | Ⅲ-5 職員の確保、育成等 | — | — | — | <p>「関係する資格」に関し、例えば、ファイナンシャル・プランニング技能士のような、マネロン・テロ資金供与対策に関する技能検定を創設する予定等はあるのか。</p> | <p>現在、当庁として、マネロン・テロ資金供与対策に係る資格等を創設することは予定しておりません。</p> |
| 210 | Ⅲ-5 職員の確保、育成等 | — | — | — | <p>「知識・専門性」とは別に「適合性等」との記載があるが、これは何を想定しているのか。分析能力や注意深く抽出する能力等を想定しているのか。</p> | <p>職員の「適合性」については、担当業務の内容等に応じて、個別具体的に判断されることとなりますが、ご指摘の分析能力等を含み得るものと考えます。</p> |
| 211 | Ⅲ-5 職員の確保、育成等 | — | — | — | <p>「研修」には、通信講座やe-learningなどの方法による研鑽を含むということよいか。また、本ガイドライン上、「研修」、「研修等」との文言が使用されているが、「研修等」の「等」とはどのようなものを想定しているのか。</p> | <p>「研修」には、ご指摘の通信講座やe-learning等の方法も含み得るものと考えます。なお、「研修」と「研修等」には特段違いはございませんので、ご指摘を踏まえ、修正いたしました。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|---|---|---------------|---|--|
| 212 | Ⅲ-5 職員の確保、育成等 | — | — | 【対応が求められる事項】① | <p>「マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員」とは、部門等の内部管理責任者等を想定しているのか。それとも営業員まで含まれるのか。また、「適合性等にかかる継続的な確認」とは、具体的にどういった方法で確認することを想定しているのか。</p> <p>金融機関等の規模等によっては、職員に個別に確認することは現実的ではないため、【対応が求められる事項】の①を②に統合し、「取引時確認等を含む顧客管理の具体的方法について、マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員が、その役割に応じて的確に理解することができるよう、分かりやすい資料等を用いて周知徹底を図るほか、適切かつ継続的な研修等を行うこと」といった記載を検討いただきたい。</p> | <p>「マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員」とは、営業担当職員も含むマネロン・テロ資金供与対策に関わる幅広い職員を想定していますが、本ガイドラインにも記載のとおり、職員の知識、専門性、適合性等についての確認は、当該職員の役割に応じて、必要とされるものを有するかなどを確認するものと考えています。</p> <p>なお、確認の方法については、例えば、研修の受講状況やその理解度、上司による面談等を通じて確認することが考えられますが、個別具体的には、担当業務の内容や各金融機関等の特性等に応じて、判断されることとなります。</p> |
| 213 | Ⅲ-5 職員の確保、育成等 | — | — | 【対応が求められる事項】① | <p>職員の適合性を確認する方法として、どのような方法を想定しているのか示していただきたい。</p> | |
| 214 | Ⅳ-1 金融庁によるモニタリング | — | — | — | <p>マネロン・テロ資金供与対策が進捗しない原因の一つに、現場職員にとって、業務負荷の強い取引時確認等の取組みを行っていても、それがマネロン・テロ資金供与対策に寄与しているという「実感」が得られにくく、現場職員のモチベーションがあがりにくい、という点が挙げられるように思われる。</p> <p>現場職員のモチベーションを向上させるには、「取引時確認等の現場の取組みが、それがマネロン・テロ資金供与対策に寄与しており、ひいては社会の役に立っている」という実感を持たせることが必要である（金融機関等が、現場職員に対して、研修等で、マネロン・テロ資金供与対策の必要性・重要性を説くだけではこのモチベーションの向上はさせにくい）。</p> <p>そこで、Ⅳ-1において、「前記モニタリングの過程で見られた事例や外国当局等から入手した情報について、…金融庁として、積極的に金融機関等との共有を図っていく」としている点について、例えば、取組みの「効果」が得られた例（取引時確認や疑わしい取引の届出を適正に行った結果、マネロンが防止され、被害者の被害が防止されたり、被害者の被害が救済され、あるいは犯人が検挙された例等）を、現場職員にもわかりやすい形で、積極的かつ継続的に公表するなど、現場職員のモチベーション向上につながるような情報共有の実施が図られるべきである。</p> <p>金融機関等は、これらの例を用いた研修等を行うことで、職員のモチベーションの向上を図ることができるものと考えられる。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 215 | Ⅳ-1 金融庁によるモニタリング | — | — | — | <p>「関係する資格」とはどのようなものを想定しているのか。外部団体が付与する資格に限定されず、社内で実施する試験に関する社内資格も含まれるのか。</p> | <p>当局等に提出する「関係する資格の取得状況」における「関係する資格」とは、一般的には、外部団体が付与する資格のほか、社内で取得が遡憑されている社内資格等も含まれるものと考えます。</p> |
| 216 | Ⅳ-1 金融庁によるモニタリング | — | — | — | <p>「経営陣への報告」における報告方法には限定がなく、口頭報告、書面報告、e-mailなどを活用した電磁的報告も含まれるとの理解でよいか。</p> | <p>経営陣が内容を理解することができる方法により報告することが求められます。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------------|---|---|---|--|---|
| 217 | IV-2 官民連携・関係当局との連携等 | — | — | — | <p>実効的なマネロン・テロ資金供与対策を不断に改善していくため、国際的にやり取りされている当局間の有用な情報等を、わかりやすい形で、タイムリーに開示していただきたい。</p> <p>また、本ガイドラインに記載されている【対応が求められる事項】【対応が期待される事項】については、業界団体との対話等を通じて、業態別に具体的な対応例の共有をお願いしたい。</p> | |
| 218 | IV-2 官民連携・関係当局との連携等 | — | — | — | <p>FATFや内外の当局等から指摘を受けている国・地域については、定期的に情報提供していただきたい。その他、実務上において判断目線の統一化・明確化が望まれる事項については、業界団体等との連携の枠組み等を通じて幅広く相談・対話の機会を設けていただきたい。</p> | <p>金融機関等の実効的な取組みに資する情報や具体的な対応事例等については、今後、業界団体等とも連携しながら、可能な限り時宜を得た形で、共有等に努めて参ります。</p> |
| 219 | IV-2 官民連携・関係当局との連携等 | — | — | — | <p>外国PEPsに関する情報について、全金融機関が活用できるデータベースの提供を検討いただきたい。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 220 | IV-2 官民連携・関係当局との連携等 | — | — | — | <p>本ガイドラインに基づく金融機関等の対応について広く国民の理解が得られるよう、政府広報を積極的に行っていただきたい。</p> | <p>金融機関等において的確なマネロン・テロ資金供与対策を実施するためには、当該対策の必要性や重要性について、広く利用者の理解を得ることが欠かせないものと考えます。そのため、利用者に対する情報発信や広報等については、頂いたご意見も踏まえ、今後、更に検討して参ります。</p> |
| 221 | IV-2 官民連携・関係当局との連携等 | — | — | — | <p>「業界団体等」の「等」はどのようなものを想定しているのか。自主規制機関は「等」に当たるのか。</p> | <p>本ガイドラインにおける「業界団体等」には、自主規制機関も含まれます。</p> |
| 222 | IV-2 官民連携・関係当局との連携等 | — | — | — | <p>本ガイドラインは、犯収法所定の特定事業者のうち、金融庁所管に係る金融機関等のみを対象としている。金融庁発出のガイドラインという性質上、その射程が金融機関等に留まること自体はやむを得ないといえるが、IV-2 官民連携・関係当局との連携等の項でも指摘されており、マネロン・テロ資金供与対策においては官民一体となった取組みが必要であり、金融機関等のみが対策を講じるだけでは実効性を欠くことが明らかである。</p> <p>そこで、金融庁としても、「関係省庁との連携を深める取組みの一環として、JAFICとも連携の上、他省庁に対し、他の特定事業者に対する同趣旨のガイドラインを策定し、マネロン・テロ資金供与リスクの低減に取り組むよう、必要な働きかけを実施すべきである。</p> | <p>当庁所管外の事業者については、今後、我が国金融システムの全体の底上げという観点から、関係省庁等とも的確に連携を図って参ります。</p> |
| 223 | その他 | — | — | — | <p>金融機関はより一層のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢整備を進める必要があると認識する。一方で、金融機関側の努力だけでは限界もあり、迅速かつ正確な対応を行うためにも、国によるサポートの拡充が必要と考える。</p> <p>具体的には、国がより広範囲な制裁対象者やPEPs等のリスト(データベース)を構築して金融機関に対して提供する、制裁対象者リスト(特に資産凍結等経済制裁対象者リスト)等は金融機関側のシステムへの取り込みがしやすい形式(csv形式等)で提供する等を検討いただきたい。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|------|------------------------------|---|---|---|---|---------------------------|
| 224 | その他 | - | - | - | <p>リスクベース・アプローチについて、犯収法及び外為法の各関係法令に定める本人確認の方法においても、定めるべきである。数億円の取引も数十万円の取引も本人確認の方法が同じ基準というのは、無理があると思われる。</p> <p>また、非対面の取引において、情報テクノロジーが発展するなか、一律に取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付すること等を求めるのではなく、特定事業者に対し、リスクベース・アプローチにより、複数の方法の組み合わせ等の創意工夫によるリスク軽減策を講じるように、仕向けることが望ましいと思われる。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 225 | その他 | - | - | - | <p>資金移動業者は、法令において、一回当たりの送金限度額が100万円相当額以下に限定され、実際の送金額も小口となっている(28年度の一件当たり平均取扱額17千円)。</p> <p>また、他業禁止規制がないことから、資金移動業を主業としない事業者も多く、その業態も多岐にわたり、総じて規模の小さい事業者も少なくないものとなっている。</p> <p>さらに、資金移動業者のビジネスモデルも、国際送金サービスにおいては、特定の国向け又は世界各国向けに主として外国人労働者の送金を行う事業者、利用者がカードの交付を受け専用口座にチャージすることにより、海外出張等の際に当該カードでATMから現地通貨を引き出すことができるサービスを提供する事業者などが存在する。一方、国内送金サービスにおいては、ネットショッピングでの支払い、商品返品に伴う代金の支払い、会員間の送金など、多種多様なサービスを提供する事業者が存在する。また、送金チャンネルも、資金移動業者の店舗や代理店に出向いての送金のほか、インターネットやモバイル、コンビニ端末やカードを利用した送金など様々である。</p> <p>資金移動業者のマネロン・テロ資金供与に係るリスク管理態勢の構築等に関する監督に当たっては、こうした資金移動業者の規模・特性を十分に踏まえた対応をお願いしたい。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 監督指針 | | | | | | |
| 226 | 「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-3-1-3-1-2 | - | - | - | <p>今回のマネロン・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)28頁では、外国金融グループの在日拠点について「対応が求められる事項」が定められており、監督指針Ⅲ-3-1-3-1-2に本ガイドライン(案)の新設にかかる改正案が示されている。</p> <p>もともと、監督指針においては、従来から、「Ⅳ 外国銀行支店の監督」として、外国銀行支店の特色(本店等がグループ全体の経営方針・経営計画等を作成していること、また母国監督当局等による監督を受けること等)を前提とした着眼点が定められているところである。</p> <p>したがって、本ガイドライン(案)の「対応が求められる事項」にかかるモニタリングを実施する際にも、従前のように、グループとしての一貫した、FATFの勧告を踏まえた実効性のあるマネロン・テロ資金供与対策(リスクベース・アプローチによるリスクの特定、評価、低減等)を実施していることに加えて、各外国銀行支店における業務の個別性・多様性を踏まえつつ我が国の法令を遵守する態勢が整備されているか、という観点で検証されることに変わりはないとの理解でよいのか。</p> | <p>そのような理解で差し支えありません。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------------------------------|---|---|---|---|--|
| 227 | 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-3-1-3-1-2(4)ロ | — | — | — | <p>「コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断すること」や「コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にすること」は、努力義務が義務規定化されたものと思料する。</p> <p>コルレス契約は、デポ・コルレス先(預金勘定あり)とノン・デポ・コルレス先(預金勘定なし)とに分かれるところ、デポ・コルレス先との責任分担については、預金規定などから文書化は可能であると思料するが、ノン・デポ・コルレス先との責任分担については、預金勘定がないため、責任分担を文書化するためのひな型・参考例がないと、相当程度困難であることが懸念される。</p> | <p>コルレス契約の当事者それぞれの責任分担を確認できるのであれば、「文書化する等」の具体的方法には様々なものが考えられ、必ずしもコルレス契約の当事者双方で作成する文書において責任分担を明示する方法のみに限られるものではありません。</p> |
| 228 | 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-3-1-3-1-2(4)ロ | — | — | — | <p>責任分担の文書化については、2012年11月28日公表の「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)へのコメントに対する金融庁の考え方(「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」)の通番21に記載された、質問票を利用してコルレス先のマネー・ローンダリング対策を確認する等の国際的な実務慣行に則った対応をとることで足りると考えてよいか。</p> | |
| 229 | 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-6(1) | — | — | — | <p>「(注2)リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。」とは、金融商品取引業者自身が自らのビジネス特性を踏まえて評価したリスクの大きさに応じた対応を検討・実施すればよいとの理解でよいか。</p> | <p>リスクベース・アプローチとは、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクの大きさを特定・評価し、その結果に基づいて低減措置を講ずるものです。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|---|---|--|
| 230 | 「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-5(1)①イ. | — | — | <p>今回の改正案は、統括管理者の選任・配置を、現行の努力規定(「努めているか」)から義務規定(「しているか」)に改正する内容だが、犯収法第11条第3号で努力規定とされている統括管理者の選任を、同法の改正を経ず、金融庁の監督指針レベルで義務化とすることは、行政の指導の範囲を超えているのではないか。</p> <p>「努めていないと評価される場合には不適切と判断されることもあります」とするこれまでの考え方を維持しておけば良いのではないか。</p> <p>犯収法施行規則第27条第3号に該当する取引は、統括管理者または統括管理者「に相当する者」が取引内容の確認義務を負うこととされている。たとえ「統括管理者」の「肩書」を持つ者が選任・配置されていなくとも、実質的に選任・配置は義務化されているなかで、今回あえて行政の指導の範囲を超えと思われるような監督指針の改正を行うことは必要ないのではないか。</p> <p>なお、経済産業省所管の監督基本方針ではすでに義務規定(「講じていること」となっていることは承知した上で、上記意見を提出している。</p> | <p>今回改正・策定する監督指針・ガイドラインは、業態ごとに定められている銀行法その他の法令に基づき、当該法令の趣旨に鑑み、当該法令に定められた監督を行う当局として、金融機関等に求められるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢等を明らかにしたものであり、この点が法令上問題があるとは認識しておりません。</p> |
| 231 | 「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-5(1)①ロ. | — | — | <p>今回の改正案は、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるための対応を、現行の努力規定(「努めているか」)から義務規定(「行っているか」)に改正する内容だが、犯収法第11条第4号(同施行規則第32条第1項第1号～第4号)で努力規定とされているものを、同法の改正を経ず、金融庁の監督指針レベルで義務化とすることは、行政の指導の範囲を超えているのではないか。</p> <p>なお、経済産業省所管の監督基本方針ではすでに義務規定(「講じていること」となっていることは承知した上で、上記意見を提出している。</p> | |
| 232 | 「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-5(1)①イ.ロ. | — | — | <p>「統括管理者」の配置と、マネロンのリスクについての調査・分析結果を勘案した措置を講じるための対応は、犯収法上は努力規定であるが、監督当局の指導上は義務になるという理解でよいのか。</p> | <p>監督指針等に記載する「統括管理者」の配置や、リスクの特定・評価・低減といったリスクベース・アプローチの実施は、本ガイドラインの対象となる金融機関等にとって、当然実施すべき事項であると考えています。</p> |
| 233 | 「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-5 | — | — | <p>監督指針には「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに留意」や「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置」等と表現されているが、具体的に貸金業者としてどのような対応をすればよいのか明示していただきたい。</p> | <p>金融機関等の実効的な取組みに資する事例等については、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。</p> |
| 234 | 「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」7-8(1)① | — | — | <p>「(注2)リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。」とは、不動産特定共同事業者自身が自らのビジネス特性を踏まえて評価したリスクの大きさに応じた対応を検討・実施すればよいとの理解でよいのか。</p> | <p>リスクベース・アプローチとは、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクの大きさを特定・評価し、その結果に基づいて低減措置を講ずるものです。</p> |

| No. | 該当箇所 | | | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|---|---|--|---|
| 235 | 「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14 金融会社関係」II-2-1-2 | — | — | 本ガイドライン案が求めるリスクベース・アプローチに基づくマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係るリスク管理態勢の構築及び高度化に当たっては、金融庁等に対し、事前に相談、了解及び承認等を得る必要がないと理解してよいか。 | 本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策の整備について、一律に当庁の承認等を得なければならない旨を定めた法令等があるものではありませんが、各金融機関等においては、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」と現状とのギャップを的確に把握し、対応の高度化を進めることが必要となります。 |
| 236 | 「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」II-3-1-3-1-2 | — | — | 漁協監督指針において、改正前は「～努めること」とあった箇所について、今回の改正案では削除され、努力規定ではなくなったように見える。一方で、これらの改正箇所について、法律(犯罪収益移転防止法)上は努力義務のままという理解でよいか。 | 犯収法の規定について、今般特に改正されたものではありません。 |